

第百八十九回国会
衆議院
厚生労働委員会
會議録 第三十六号

平成二十七年八月二十八日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 渡辺 博道君

理事 赤枝 恒雄君

理事 高島 修一君

理事 松野 博一君

理事 浦野 靖人君

理事 大岡 敏孝君

加藤 鮎子君

小松 裕君

白須賀貴樹君

田中 英之君

谷川 とむ君

中川 俊直君

丹羽 雄哉君

比嘉奈津美君

牧原 秀樹君

松本 文明君

宮崎 謙介君

大西 健介君

中島 克仁君

山井 和則君

井坂 信彦君

牧 義夫君

興水 恵一君

高橋千鶴子君

厚生労働大臣

厚生労働副大臣

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

政府参考人

(厚生労働省大臣官房年金管理審議官)

政府参考人
(厚生労働省年金局長) 香取 照幸君

政府参考人
(厚生労働省政策統括官)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

参考人
(日本年金機構理事長)

今別府敏雄君
水島藤一郎君
中尾 淳子君

委員の異動
八月二十八日
辞任

豊田真由子君
村井 英樹君
足立 康史君

同日
辞任
今野 智博君
宮崎 謙介君
木下 智彦君

補欠選任
豊田真由子君
村井 英樹君
足立 康史君

八月二十八日
勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第五〇号)(参議院送付)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

○渡辺委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、確定拠出年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本年金機構理事長水島藤一郎君の出席を求め、意見を聴取し、また、政府参考人として厚生労働省大臣官房年金管理審議官樽見英樹君、年金局長香取照幸君、政策統括官今別府敏雄君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○渡辺委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。角田秀穂君。

○角田委員 おはようございます。

本日、質問の機会をいただきましてありがとうございます。

順次質問をさせていただきたいと思いますが、まずは、公的年金の将来的な給付水準の低下や働き方の多様化、さらには厚生年金基金の減少などを踏まえて、老後に向けた個人の自助努力を支援する環境づくりのために、中小企業向けの簡易型DCの創設、個人型DCの対象の拡大、年金資産の持ち運びの拡充などを図る本法案の内容については、全体として評価すべきものと考えております。

ただ、老後の生活を確実に支えるためには、その下、一階あるいは二階部分となる公的年金制度がしっかりとっていて初めて可能になる、共助の部分がしっかりといていなければならないと思います。

その意味から、まずは一階部分の国民年金について質問をさせていただきたいと思っております。

社会保障改革国民会議の報告の中でも、負担能力に合った負担を適切に求めていくという観点から、国民年金保険料の多段階免除の積極的活用や

負担能力を有する滞納者に対する徴収強化を行う必要が指摘をされ、年金機構の中期計画等でも、重要な課題として国民年金の収納対策が位置づけられておりますが、このことについて、これまでの取り組みについて伺いたいと思います。

特に、納付の督促を行った件数や、財産差し押さえなど強制徴収の件数の推移はどのようになっておりますでしょうか。また、収納対策の結果、納付率はどのようになっているのか、あわせて伺いたいと思います。

○樽見政府参考人 お答え申し上げます。

まず、国民年金保険料の納付率でございますけれども、平成二十六年、年度で直近でございますが、対前年度比二・二%増ということになります。また、月ごとの直近でございますが、ことしの六月末時点の国民年金保険料納付率という数字が出ておりまして、これは五五・八%、毎年年度の頭から年度末にかけてだんだん上がってまいりますのでこの時点はちよつと低いですが、五五・八%で、これは対前年同期比で見ますとプラス〇・七%ということになってございます。

ここ数年、景気の持ち直し、あるいは収納対策の強化ということもありまして、納付率は回復しつつあるという傾向でございます。

国民年金の保険料、誰もが納めなければならないということになっているわけですが、将来の無年金、低年金の防止、それから負担の公平性という観点から、さらに納付率の向上に取り組む必要があるというふうに考えているところでございます。

まずは、公的年金制度の周知でありますとか、教育、広報というものを一層推進するというところに努めなければいけないと思っておりますし、あるいは、口座振替やインターネットの活用

とか、納めやすい環境をつくるということも努力しなければいけないというふうに思っておりますが、それとともに、十分な所得がありながら、たゞ重なる納付督促にも応じず保険料を納めていただけない方々に対しては、強制徴収の拡大ということもしつかり取り組まなければならないということをやっているところでございます。

具体的に言いますと、平成二十七年年度におきましては、控除後所得が四百万円以上かつ未納月数が七月以上という方に対して、全ての方々に督促を実施するというようにしているところでございます。

強制徴収の実績のお尋ねでございます。

直近の二十六年度におきましては、最終催告状の発行が六万五千六百五十四件、指定期限までに納付がない滞納者に対して督促状というのを発行いたしますが、これが四万六千五百八十六件、さらに、督促後の納付督促にも応じない滞納者に対する財産差し押さえが一万四千九百九十九件という状況になってございます。

○角田委員 老後の生活を支える、少なくとも下支えする上で、保険料を支払う能力のある人は、これは本人のためにも保険料を納めてもらうように促すこと自体は大切なことであると思っておりますが、一方で、支払う能力のない人にまで強制的に徴収するようなことがないよう配慮も必要であると思っております。

このことについて、現状、所得の情報に基づいて、免除対象者を除く滞納者に督促をして、それでも納付に応じない場合は強制徴収手続をとっていると思っておりますが、具体的にどのような基準によつて手続を進めているのか、今後の方針もあわせてお伺いをしたいと思います。

○樽見政府参考人 先ほどちょっと申し上げましたが、控除後の所得が四百万円以上あつて、かつ未納月数七月以上の方については、全ての滞納者に督促を実施するという事で平成二十七年年度は取り組んでいるところでございまして、この対象については順次拡大をしまして、所得があつて納

められるにもかかわらず納めないという方についてはしっかりと徴収をしていく、督促をしていくということを取り組みたいと思っております。

ただ、一方、いろいろ御事情がある方というのはいらつしやると思ひます。例えば失業とか病気とか特別の御事情がある方、そういう方々から、例えば一括納付に応じることは困難であるといったようなお申し出をいただいた場合には、その内容について確認をさせていただいた上で、やむを得ないと判断される場合には、例えば分割での納付を認めるとか、個々の実情に応じた取り組みということもやっております。そうしたことにについても配慮をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○角田委員 国民年金保険料の納付率については、現年分で平成二十二年には六割を切つて、二十三年には五八・六％にまで低下をいたしました。納付率の低下に対してさまざまな収納対策に特に力を入れた結果、納付率も現在は上向きに転じておりますけれども、この間、収納対策の一つである未納者に対する文書、電話、戸別訪問等による納付督促、督促、催告、さらには財産の差し押さえの件数も、特に財産の差し押さえまで行っている件数というのはこの数年で飛躍的にふえていると思ひますけれども、このために、扱う年金の情報件数というものが非常にこの間ふえてきたのではないかと思います。

今般の日本年金機構による、不正アクセスによる情報流出も、この収納対策のために抽出したデータ等が流出をしたということですから、増大する収納対策業務に追われる中で、個人情報の慎重な取り扱いということがおそろになつた。

機構の報告書にもありますけれども、個人情報流出した拠点では、業務目的を果たした後も、個人情報報を削除せずにそのまま共有ファイルサーバーに保管をし続けるケースがあったり、さらには、定期点検において、個人情報報が流出した拠点の幾つかは、確認をしないまま、共有ファイル

サーバーの整理及び個人情報のパスワード設定等は全て対応済みと報告していたりといったようなことが行われるようになってしまった。

言つてみれば、これはかつては余力を入れてこなかつたふなれ業務を進めるに当たつて、個人情報報の管理の上からは極めて危ない業務のやり方を続けて、業務量の増大に伴つて個人情報報の取り扱ひもずさんになつてしまつた結果、大量の情報流出を招いてしまつたというのがそもその話ではないかと考えております。

ここは年金情報報の流出がテーマではありませんので、個人的な感想ということにとどめたいと思ひますけれども、今後、納付督促の対象者がふえてくることに對して、個人情報報の保護の対策というところについては、今回の事案を踏まえて徹底的に対策を講じていただきたい、このように要望させていただきます。

冒頭にも申し上げましたが、あくまでも一階部分に相当する公的年金がしつかりしていなければ、信頼されていなければ、老後の生活を支えるということもできません。このことは重ねて強く要望をしておきたいと思ひます。

そして、督促対象の所得金額を今後段階的に引き下げていくということについては、さらに丁寧な対応が求められてくると思ひます。機械的に所得などの基準に当てはめて手続を進めるのではなく、世帯の構成や事情などにも配慮した対応がますます必要になってくる、重要になってくるというふうに考えます。この点、納付相談も含めて丁寧な対応を今まで以上に心がけていただきたい、これも要望とさせていただきます。

次に、法案について何点か伺ひます。

今回、柱の一つとして、ライフコースの多様化への対応として、個人型DCの対象として第三号被保険者や企業年金加入者、公務員等共済加入者も可能とするということにしておりますが、このうち三三三被保険者について、そもそもこれまでなぜ個人型DC加入が認められてこなかつたのか、今回なぜ加入を認めようとするのか、このことに

ついてまずお伺ひをしたいと思います。

○香取政府参考人 御答弁申し上げます。

今先生御指摘がありましたように、今回の個人型の確定拠出年金の拡充は、まさにライフコースの多様化、働き方の多様化を踏まえて、生涯にわたつて個々人が老後に向けて自助努力をしていく、そのためのいわば受け皿として拡充を図るものでございます。

お話しした三三三被保険者ですが、確定拠出年金を創設して十数年たつたわけですが、それ以前の一九九〇年代までの状況を見ますと、いわゆる専業主婦世帯の数は共働世帯よりも多い。たしか九〇年代の半ば過ぎくらいまではほぼ同水準だつたと思ひますが、女性自身が御希望されるライフコースとしても専業主婦コースを希望されるという方が相当おられたということもございまして、三三三被保険者については税制優遇の対象となる所得がほとんどないという方が多いということで、加入が見送られてきたという経緯があると承知しております。

しかしながら、九〇年代後半以降、そもそも女性性が、専業主婦を希望する方からいわゆる両立を希望する両立コース、仕事と家庭の両立を望むという方が非常にふえてきているということ、実態としても共働世帯の数と専業主婦世帯の数が逆転しまして、現在では共働世帯の数が多くなつておりまして、その数はほとんど開いていないということがございます。

また、いわゆる三三三の方にも、例の百万円、百三十万円議論がございまして、一定の所得を持つておられる三三三でおられる方というのがふえてきたということがございます。

実は、昨年、公的年金の財政検証を行いました。このときに、公的年金の加入期間の中で三三三が占める期間というのを調査し、それを財政検証に反映させたわけですが、この推計ですと、やはり若い世代ほど三三三期間が短くなつていくという事で、一号、二号、三三三というものを生涯の中

でいわばライフステージに合わせて動いている方が多いということ、今般、一時的に三号になるといったような場合でも、継続して自助努力が続けられるという観点で、三号の方々についても個人型のDCに加入できるようにということで措置をするということにいたしましたのでございます。

○角田委員 今回のさまざまな措置というものは、それぞれライフスタイルの変化というものがあつて、被保険者間での移動、流動化が進んでいるということを踏まえて行われるということですが、けれども、今回の法改正では特に含まれていないことですが、ここで、一号被保険者の二階部分として用意をされている国民年金基金と個人型DCについて少し伺いたいと思います。

国民年金の二階部分としては、現在、確定給付型の国民年金基金と確定拠出の個人型DCの二つの制度があつて、しかも、月額六万八千円の限度額の範囲で重複加入が可能という形になっております。

加入の実態を見ると、一号被保険者のうち、農地や商店など稼ぐ手段を持っている自営業者自体は減つて、短時間労働者など被用者としての保障が必要とされる方が増加している。老後のための自助努力の支援が必要な人がふえてきている一方で、国民年金基金の加入者は、平成十五年度の約七十九万人をピークに減少し続け、二十六年三月末では約四十八万人にとどまっております。まず、この理由をどのように捉えているのか。

そして、一号被保険者も加入できる個人型確定拠出年金の方は約十八万人となっておりますが、この十八万人のうち、一号被保険者はどれぐらいいるのか、両制度への重複加入はどれぐらいなのかという点について、あわせて伺います。

もう一つ、そもそも国民年金基金と個人型DCの目的の違いがあるのかどうかということについて、あわせて伺いたいと思います。

○香取政府参考人 整理して御答弁申し上げます。まず、国民年金基金と個人型のDCの違いです

が、先生お話をしましたように、非常にわかりやすく言いますと、国民年金基金は、確定給付型、いわばDBと同じように給付型の年金ですので、給付の基本的な設計が異なっているということがございます。

ただ、機能としてはいずれも自営業者や一号被保険者の方の自助努力を支援するという点で、そういう意味では目的は共通するものがあるということ、それぞれメリット、デメリットがございます。いまして、個人型の御判断によって加入されるということになります。

国民年金基金は、平成元年に法律が成立して平成三年から適用しておりますので、こちらの方が歴史が長いものでございますし、こちらは地域型と職能型という形で二つの形があるわけですが、御案内のように、国民年金基金の加入者自身は少しずつ減少傾向にある。

これは、そもそも一号全体の数が減っている。自営業者の数が減っているということもございまして、もう一つは、お話をしましたように、一号の中で、いわゆる自営業者といえますが純粋一号といえますか、本来の制度が想定している一号の方々は、全体の一号の数の減少よりもさらに実は減少している。一号の中で、一定の所得のある方、パート労働の方とか、そういう被用者で一号になっている方もふえているということもありまして、国民年金基金の場合には、掛金の水準等々からいって一定の所得のある方が入ることになりますので、そういった自営業者の方が減っているということもあつて少なくなっているというふうに思っております。

その意味でいいますと、個人型の確定拠出年金の方が、個人の方の制度設計、個人型の御判断で掛金が決められるということになりますと、入りやすいといえますか取り組みやすい制度ということになりますので、一号被保険者の方の対応が変わってきているということも頭に置きながら、国民年金基金と個人型の二つの制度を御用意して入っていただくということを考えております。

数字でいいますと、今、国民年金基金が四十五万人、確定拠出にしましては、平成二十六年年度末、直近でいいますと、約二十一万人の方が入っております。

いずれにしても、一号全体から比べると非常に数が少ないわけではございまして、これからその適用拡大を図っていくかなければいけないというふうなところをございまして。

○角田委員 いっぱい質問しちゃつて済みませんでした。

よくわからないので、せっかくの機会ですので、ぜひちょっと伺ひしておきたいと思つたことがあつたんです。年金のエキスパートの方がそろつていらつしやるので、どなたでも結構なんですが、局長が一番詳しいかと思うので、ぜひ教えていただきたいんです。

私は今、一号被保険者です。初め二号で今一号。三号だけはなつたことがないんですけれども、私が、老後の備えとして、国民年金基金が個人型DCか、どちらがいいのか迷つていてと相談に伺つた際に、局長はどういうアドバイスをするかということをお願いしたいと思つて、今からでは遅いというような、そういうアドバイスはなしで伺ひしたいと思つてます。

○香取政府参考人 先ほどちょっと答弁漏れがございましたが、個人型のDCと国民年金基金に重複で入つておられる方は約六千名ぐらいいらっしゃるということでございます。

どちらが有利かということですが、税制上は同じ枠の中であることになりまして、その意味では、どちらをどういうふうに組み合わせるかということはあるんですが、若い方が継続的に掛けることになる、若い方から入るということも考えますと、国民年金基金はたしか一口目が七千円ぐらから始まるんだと思うんですが、割と高い水準から上がるといふことになりまして、例えば、少ない金額、三千円、四千円ぐらから始めて、自分の年齢がいったときに積み上げていって大きくしていくといったような形を考えると、

早い段階から入つてずっと続けるということであれば、入り口はやはり個人型から入るという方が恐らく取り組みやすいということになるかと思ひます。

いずれにしても、両方加入できるということから考えますと、年齢によつて、自分の所得や就労形態に応じて、途中で例えば国民年金に入るとか掛金を交えていくとかできますので、その意味では、早く始めるということだと思いますと、入りやすいというか、最初に取り組みやすいのは個人型ということになるかと思ひます。

○角田委員 私自身の悩みはちよつと解消しないかなという感じなんですけれども、この二つの最大の違いというのは、国民年金は二号や三号になれば加入資格をその時点で失つてしまふ、なくなつてしまふということが一番大きな違いだろふと思ひます。老後のために引き続き掛金を積み立てていくことができないということになります。

例えば、これまでフリーランスで働いていた人が会社員として働くことになった場合は、この場合は厚生年金に加入をするということになって、国民年金基金の加入資格を失ひます。その時点まで納めた掛金は、その額に基づいて将来年金として給付をされるということで、一方で、個人型DCであれば、DBでも企業型DCでも持ち運ぶことができます。また、確定給付のDBは例えば企業型DCにも脱退一時金相当額を移転可能ですが、脱退一時金のように確定給付である国民年金基金は、途中で返還されるということもありません。

公的年金を補完する他の制度、ライフスタイルの変化に対応できるように環境の整備を図るために、他の制度についてはポートフォビリティの向上を図られようとしている中で、ある意味、一号にとどまり続けることを前提とする国民年金基金の特異さが目立つようになっている気がいたします。

例えば、三号被保険者を中心に二十八年十月には約二十五万人が適用拡大をされますが、国民年

来年度は、さらに中学校を対象に拡大をしていこうというふうに考えております。

○角田委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 四十分間質問をさせていただきます。よろしく願います。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案についての修正について、きょう配付した資料の中の冒頭に、きょう民主党が提出を予定しております修正案の概要、考え方というものを書かせていただきます。

ここに書いてありますように、確定拠出年金の意義というものは私たちも認めますが、問題点がやはり前提としてあるのではないかと。

それは、この後質問をさせていただきますが、GPIFの株式運用比率を二一%から二五%に塩崎大臣が昨年の十月に上げられました。それによって非常に今、官製相場、鯨と言われているように、この間、二十兆円とも三十兆円とも言われる公的マネーが株式市場に流れ込んでいるわけがあります。すると、株が上がるのは当たり前なわけです。こういうPKO、つまり、ブライス・キーピング・オペレーション、株価操作というものは逆に経済をゆがめる。さらに、いつか出口が来るわけですね、この公的マネーに。

昨日発表になりました国内株式の運用比率は二三・三九%。つまり、基本ポートフォリオの二五%までもうあと少しということまで来ているわけですね。それによって、逆に株価に悪影響が出るんじゃないかということも言われております。そういうふうな、経済実態以上の株高が演出されている。

さらに、そういう中で、今回私たちが問題視しておりますのは、今の法律にある元本保証の提供義務、元本保証の選択肢も必ず示さねばならないという義務が外されているわけです。

例えば、私とかは株はそれほど詳しくないですが、株の運用にしますか、元本保証にしますか

と言われると、私だったら、どの銘柄がどうかというふうなことはわからないですから、やはり手がたく元本保証にしたいなど。実際、現時点においては、この元本保証を選んでおられる方というのは非常に多いですね。

そういう意味で、私たちは、この法案の方向性自体は一定理解をするわけですが、元本保証、今義務づけられているのを外すと、必ずというか、元本保証以外のもの、もちろん、これは労使で合意したら元本保証のものも入れられるわけですが、でも、中小企業には労働組合がないところも多いわけですから。そういう意味で、きょう修正案を出させていただきたいと思っております。

これについては後ほどGPIFのこととセットで質問をさせていただきますが、冒頭、ちよつと重要な、概算要求の中で子供貧困対策、私もライフワークとしてやっておりますけれども、子ども貧困対策法をこの委員会が一昨年成立させましたが、その中で、今回、児童扶養手当の機能の充実というものが事項要求、検討課題に入っているんですね。

私、ちよつとひつかかったのが、児童扶養手当の充実ではないんですよ。児童扶養手当の機能の充実というのがちよつと私はわからなかったもので、確認ですけれども、質問を冒頭に一問させていただきます。

つまり、今回盛り込まれているこの児童扶養手当の機能の充実、その中には、今までから子供の貧困対策の当事者団体から要望が出ております。例えば十八歳から二十歳への年齢延長とか、あるいは多子加算の増額、つまり二人目になっても五千円しか増額されない、こういう多子加算の増額、そして三つ目に基本額の引き上げ、こういう三点セットの検討も機能の充実には含まれているという理解でよろしいですか。

○塩崎国務大臣 けさほど官邸で子供貧困対策についての関係会議がございましたけれども、今先生から御指摘のあった児童扶養手当、これにつ

いても話題になりました。

一人親家庭の生活の安定と自立の促進のために、これは効果が当然あるわけでありまして、財源の確保などの課題に留意しながら、年末までに、その機能の充実について、今先生から御指摘をいただいた点も含めて検討をまいりたいというふうに考えているところでございます。

○山井委員 二年前、超党派で子ども貧困対策法を成立いたしました、その当時から積み残し課題がこの児童扶養手当の増額、拡充なんですね。ですから、ぜひともそのことに關しては取り組んでいただきたいし、このことに関しては党派を超えて、民主党も子供の貧困対策としてこの児童扶養手当の拡充というものにこれから力を入れて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

次に、テーマがかわりますが、先日も質問させていただきました、和歌山の年金機構の事務センターにおける百十人の未払い賃金の問題ですね。

まず一点目。これは百十人のうち九十人が直接雇用で四月からなっています。大分と福島は十月一日からの委託業者が決まっていますが、一カ月前であるにもかかわらず、和歌山の年金機構の事務センターの委託先が決まっています。もう一カ月前です。常識的には、一カ月前には当然、契約が終わるなら終わると言わないと、次の仕事も探さないとだめなわけですから、一カ月前となりました本日において、委託先、今のところめどが立っていないと聞いておりますので、十月以降も引き続き直接雇用をするということを明言していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 今お取り上げをいただいた共栄データセンターに委託をしていた仕事というのは封入、封緘などの業務でございまして、これに關しては、日本年金機構の当面の業務運営に關する基本計画、これは平成二十年の七月二十九日の閣議決定で決まっておりますが、これに基づいて、基本的に外部委託すべき業務ということで、先ほどお話のあったとおり、共栄データセンターに委託

託をされて、今回のような事態になったということでございます。

今回、機構が本年十月以降の外部委託契約に向けて一般競争入札を行ったところ、今お話ししましたように、福島及び大分、この二カ所の事務センターについては委託業者が決まりましたけれども、和歌山の事務センターについては応札業者がなかった、次期受託事業者が決まっていないう状況を聞いていますので、きょうは、この状況を踏まえて、これは日本年金機構において、業務の円滑な実施を図る観点から適切に対応してもらうべきものと考えているところでございます。

○山井委員 その適切な意味ですね。もう一カ月前なんです。本日から従業員の方々、一カ月後に仕事が切れるんだしたら、再就職の作業とか就活をしないといけないわけですから。もうこれは九月末の話ですからね。きょうは八月二十八日です。

適切ということはあれなんですけれども、きょうから二、三日で新たな業者が見つかるはずはないと思いますので、もう一歩踏み込んで、十月一日からは直接雇用すると。実際、めどが立っていないわけですからね。御答弁をお願いしたいと思います。

○塩崎国務大臣 先生御案内のように、これは年金機構が独自に判断をすることで、私も監督する者としては、今先生から御指摘をいただいているようなことも含めて、考慮に入れた上で適切に判断をすべしということをお願いしているわけでございますので、あくまでも機構が判断をするというところで、その際には当然、こうして国会で御議論いただいていることも踏まえた上で適切に判断をするのではないかとこのように思っていますので、よろしくお願いいたします。

○山井委員 これだけの深刻な未払い、本当はあつてはならないことですね。未払いの御迷惑をこれだけかけている。それでもう一カ月になっている、契約解除まで。だから、私が聞いているのは、監督官庁の責任

者である塩崎大臣に、きのうも薄井副理事長とも担当の理事の方ともかなり話をしました、その上で、機構と相談した上で、きょう塩崎大臣に答弁してほしいということを言っているわけですから、監督官庁の責任も含めて、監督官庁の塩崎大臣として、一カ月を切った、この時点においてどうすべきかということを御答弁いただきたいと思っています。

運営するためには、本当に、やっている従業員の方が、これは専門性の高い仕事ですから、ころころかわるというのは好ましくないわけですね。それに、雇用不安が高いと仕事にも集中できないし、過去五年間、日本年金機構が始まってからずっと同じ作業をされている方もおられるんです。にもかかわらず毎年ころころ雇う人がかわるというのは、円滑な業務の遂行のために私はマイ

○塩崎国務大臣 民主党における部門会議が、今先生のお話があつたように、先生御自身が御熱心にこの問題について御意見を賜つておることも私も聞いておりますし、機構の方も、いろいろと先生から御指摘をいただいていることも踏まえて、さまざま検討しているというふうに聞いております。

ナスだと思ひます。

ですから、直接雇用で延長していただく際には、三カ月とかそういう細切れではなく、一年間延長する、そういう御判断をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 そういう先生の御意見も機構の方には伝えて、適切に判断してもらいたいといひます。

○山井委員 私の指摘も踏まえて行われるということなので、直接雇用されるというふうに私は信じております。

そこで、今おっしゃったように、円滑に業務を

運営するためには、本来に、やっている従業員の方々が、これは専門性の高い仕事ですから、ころころかわるといふのは好ましくないわけですね。それに、雇用不安が高いと仕事にも集中できないし、過去五年間、日本年金機構が始まってからずっと同じ作業をされている方もおられるんです。にもかかわらず毎年ころころ雇う人がかわるんというの、円滑な業務の遂行のために私はマイナスだと思います。

ですから、直接雇用で延長していただく際には、三カ月とかそういう細切れではなく、一年間延長する、そういう御判断をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○塩崎國務大臣　そういう先生の御意見も機構の方には伝えて、適切に判断をしてもらいたいというふうに思います。

○山井委員 この件については、きょうはここで終わりますけれども、やはり日本年金機構の業務を支えておられるのは、ほとんどが現場の非正規の女性なんです。その方々が十時、十一時まで働いて支えてくださっているんですよ。その人たちに対して、賃金は払わない、放置する、払うとしても八割しか払わない、半年、七カ月おくれ、そしてまた一カ月前に至っても雇用を継続するのとか、どうかもわからないとか、やはりそれは本当に凹み滑な業務の運営のプラスにはならないと思いますので、ぜひとも私の要望を踏まえていただきたいと思っています。

それで もう一つ、漏れた年金問題ですが、四月二十二日が最初の予兆であったということが、急に検証委員会の報告書で出てきたということなんです。そしてまた、概算要求では六十二億円、漏れた年金情報の問題で入っている。

でも、皆さん、おかしいと思われませんか。六十二億円、対策費、セキユリティー対策というけれども、機構の報告書、NISCの報告書、検証委員会の報告書で明らかになったことは何か。

四月二十二日の時点で厚生労働省が最初の被害のメールを受けた。そのことを、五月八日の機構

の被害のときに、同じ攻撃が年金局にも来ている、これは波状攻撃で来る可能性がある、NISCからも、これは非常に、この攻撃を受けてしまったら大量な被害が出るかもしれないと、五月八日の時点では厚生労働省の担当者は聞いていたわけですね。それを大臣に知らせたのは何と先週金曜日、三カ月半たっている。私たちも三カ月も知らされていないかった。

そういう意味では、今回の三つの報告書の結果、機構よりも厚生労働省の初動ミスこそが根本原因であつて、そういう連携の悪さ、連絡の悪さが改まらなかつたら、六十二億概算要求をとつたつてしょうがないんじゃないですか。私は、もちろん予算はつけるべきだと思いますよ。でも、根本原因はそつちだと思つてます。

そこで、塩崎大臣にお伺いしたいんですが、今回の漏れた年金情報の問題において、機構と厚生労働省とどっちのミスがより大きかった、どっちがより責任が重いというふうに塩崎大臣は認識しておられますか。

○塩崎国務大臣　今先生から御指摘がありましたように、サイバーセキュリティ本部、そして年金機構みずからの検証、そして甲斐中委員会、検証委員会の結果が出て、今それを精査しているわけでありまして、もちろん、私どもは私どもで、みずからの厚労省としてのどこに問題があったのか、ということは今精査をしているわけであります。

先生の今のお尋ねはどっちがということであり
ますけれども、いずれにも極めて深刻な問題が

い小さいという問題ではなく、今まで申し上げてきているように、年金機構は厚生労働大臣の監督のもとで緊密な連携を持って業務を行うということになっているわけでありますので、いずれにしても、いろいろな問題が双方にあったということと

は率直に認めてまいりましたし、今のお答えとすれば、どちらということではなく、いずれにも問題があつて、二度とこういうことが起きない再発防止策を有効に導入するというのが大事だとい

うことだと思ひます。

○山井委員　それは違います。

三つの報告書で明らかになったのは、これは多分みんな認識は一緒だと思えますよ。四月二十二日に最初に厚生労働省が同種のドメインの攻撃を受けたなんて知らなかったよというのが、ここにいる国会議員全員の認識だと思いますよ。

どつちがより悪いかわからない、そんな次元じゃないですよ。三カ月もそんな重要な情報を、集中審議を二カ月もやったのに、この委員会にも言わなかつた。隠蔽ですよ、これは。そういう認識だからだめなんです。明らかに最初は厚生労働省だったんですから、第一発目の攻撃は、それを機構に言わなかつた。国会議員にも言わなかつた。国民にも言わなかつた。三カ月隠し通した。私は、誰が見たつてこれは厚生労働省の方が罪は重いと思いますよ。

おまに、塩崎大臣、この四月二十二日に最初の攻撃があつたということに關して、一言でも謝罪されましたか。私は、普通、こういうのが今ごろになつて出てきたら、済みませんでした、監督せう不行き届きで、こんな大事な、第一発目の攻撃が厚生労働省にあつたことを私も知らなかつたし、皆さんにも言つていませんでした、ごめんなさい、今までの、まず機構が五月八日に攻撃されたという話は違つていました、済みませんと言謝るのが筋だと私は思いますよ。今までの三カ月月の国会審議の前提が全部ひっくり返つちやつたわけですから。

こうなってきたら、今後何か不祥事が起こったときに、はっきり言って、どうするんですか。三月カ月審議して最後の日に、いや、実は一番大きな理由はほかのところにありましたと。そんなんだったらこれは国会も成り立たないし、機構以上に厚生労働省の責任は重いと思います。

そこで、私は塩崎大臣に一点だけお聞きしたい。まさか水島理事長の処分よりも自分の処分の方が軽いなんてことはないでしょうね。今言つたように、より深刻な隠蔽であり、初動のミスをし

私ははびっくりしました。世界でこんな例はありませんよ。そういう認識なわけですか。

年金独法の中期目標の資料が九ページにありますが、そこにも、「市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること」というふうに入っているわけです。

民主党はどう考えるんだとおっしゃるから明確に言います。私たちは、今までどおり、国内株式の比率は一二%でよかったと思います。

そして、年金局も本音ではそうだと思います。私たちはそういう議論を民主党政権のときにやり続けていました。厚生労働省、年金局も、安全、安心のためには、株に投資すると、もうかることもあるけれども失敗するリスクもある、やはりそれは問題だと。

そして、塩崎大臣がおっしゃっていることは私は違ふと思いますよ。株というのは企業業績を反映する、そうならないから今、官製相場と言われて、鯨となつていっているんじゃないかという例えは、きょうの配付資料を見てください。けさのNHKニュース、朝の五時、早朝のニュース。この二週間、海外投資家は売りに転じているんです。その理由は、GPIFの買入、公的マネーが限界に近づいてきているんじゃないかということも含めて、売りに転じているんです。企業業績がどうではないんです。そして、逆に日本の個人投資家が買っているんですよ。

さらに、けさの日経新聞の五面、左にありますように、ここに線を引いておきましたけれども、今、株の昇りが鈍っている一つの理由は、GPIFの購入が減っている、つまり、四月から六月期は千四百五十七億円ぐらいいじやないかと推定されているんですね。そして、そのことによつても含めて、今回株が下がった。また上がるかもしれないよ、もちろん。でも、ここで書いてあるのは、日経新聞によると、四月から九月期では株価の評価額は下がる可能性がある、初の試練になる。

当たり前の話ですが、どんどんGPIFのお金

で株に投資するときは上がるに決まっているじゃないですか。ところが、そのうちに出口戦略が来てしまうんですよ。だから、今、官製相場と言われているわけですね。

先ほども言いましたように、この三ページ、公的資金の運用で十兆円の運用益が出ている。でも、私が先ほど一例で言ったように、もしかしから、先週の二週間の二千八百円の株価の下落で、十兆円ぐらいい、またこの含み益が飛んじやっている可能性もあるんですよ。

何が言いたいかというと、余りにも変動幅が大き、リスクじゃないかということをおしは申し上げたいんです。

そこで、最新の情報がきのう出ましたが、配付資料の二ページ、それによると、六月末の時点では二・三・三九%ですね。二・五%まであと一%余りしかありません。つまり、ここまで来たら、二・五%が近づいてきたら、GPIFが買入余力が減つてくるというふうな判断をされて、それで株価に影響を与えるのではないかとというふうな私は心配をしております。

ついでに質問ですが、先日の私の質問、この件に関する質問に関して、塩崎大臣はこう答えておられるんです。二・五%がどうのこうのということ運用しているようなことではないと思ひます。これははびっくりしたんですけれども、基本値、基本ポートフォリオ、これは一番重要な数字ですよ。二・五%がどうのこうのということ運用しているようなことではないと。基本ポートフォリオの二・五%は関係ないんですか、大臣。

これは一番重要な数字ですよ。関係ないって、これが一番重要じゃないですか。二・五%がどうのこうのということ運用しているようなことではないと。どうのこうのって、関係ないんですか、二・五%は。どういう意味ですか。暴言ですよ、これは。

○塩崎国務大臣 先生、全て御存じの上でお話をされていると思いますので、しかし、それでも改めて申し上げると、基本ポートフォリオは、二

五%というのが国内株式の資産構成割合として示されていますけれども、この間も申し上げたように、乖離許容幅というのがプラスマイナス九%あるわけであつて、株式比率が二・五%を超えた場合であっても直ちに株式を売却するといったことではなくて、先ほど申し上げているように、GPIFにおいて、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から適切に運用するというのがGPIFの使命であるわけでありまして。

そういう意味で、だから、やはり被保険者の利益のために長期的に運用方針を持って臨むということが大事なのでございまして、それを申し上げたかったわけです。

先ほど、民主党であれば、あるいは山井先生御自身であれば、前の基本ポートフォリオのままでいいんだとおっしゃいますが、実は、今の経済前提が変わつた中で、古い基本ポートフォリオのままですと、例えば二〇三九年の時点で見ると、明らかに長期的に年金財政上必要な資金を得られないということになつていっているわけであつて、こういうことを考えて、私も、新しい経済情勢のもでどういふ新しい基本ポートフォリオが必要なのかということを決めたわけでございますので、そういう経済分析並びに資産運用の理論に基づいて専門家がこの基本ポートフォリオをつくつてい

るといふことをお考えいただかなければならないというふうな思ひでございます。

○山井委員 いや、私は恐ろしい答弁だと思ひますね。結局、国債中心だとなかなか運用利回りが稼げないから、一発、ハイリスク・ハイリターン、株に投資しよう。それはうまくいったらいいですよ。でも、それは言つたら悪いけれども国民の年金のお金ですからね。そんな勝負をかけていいんですか。大損するリスクは高まります。そういう意味では、私は極めて無責任だと思ひます。

それで、先ほどおっしゃつた、直ちには二・五%を超えても売ることはいないと、微妙に答弁を修正されましたね。やはり二・五%は重要な

でしょう。直ちということとは、やはり二・五%が基本ポートフォリオだから、二・五%を上回ったときは、長期的にはそれに近づけるような行動をするということでしょうか。

○塩崎国務大臣 先生もよく御存じでおっしゃっているんだろと思ひますけれども、何度も申し上げますが、基本ポートフォリオは国内株式について二・五%ということ、当然これが基本だということでありまして。

しかし、運用というのは、やはり生きている市場を相手に生きている経済環境のもとで行われるわけでありまして、だからこそ、乖離幅が九%ということ、プラスマイナスで認められているというの、機動的に運用することが、先ほど少しお触れになりましたけれども、市場にゆがんだ影響を与えてはいけないということも含めてさまざま考慮すべきことがございまして、何よりも大事なことは、専ら被保険者のために安全かつ効率的な運用をして、年金財政上、長期的に必要な資金をきつちり運用の結果として得られるようにして国民に対する責任を果たす。前のポートフォリオのままでは責任を果たせませんから、それではないといけないというので私も新しい基本ポートフォリオに変えたということでございます。

○山井委員 やはり、二・五%がどうのこうのといふことで運用しているようなことではないといふのと、二・五%が基本だといふのと、全然答弁が違うじゃないですか。

ということとは、やはり、二・五%を上回つてすぐ売るといふことはそれはいいでしょう、変動幅九%が認められておるわけですし。でも、基本的には二・五%を目指していくということであれば、この七ページにも書いてありますけれども、日経新聞ですが、「公的マネーからの資金流入規模は膨大「クジラ買い」の爆発力」。GPIF、これは三月の時点ですけれども、七兆円の買い余力がある。三共済で三兆円。こういうふうな爆発的な公的マネーを入れて、アベノミクスと称して、官

製相場、経済実態以上に株高を演出した。

しかし、一番最後に書いてあるんです。記者が聞いたときに菅官房長官は、「官製相場なんだつたら、すぐに底が割れて下がるんじゃないですか」と反論したと。しかし、最後にこの記事にはこう書いてあるんですね。「それはその通り。いずれクジラの買いは終わるし、そのとき答えは出るはずだ。」と。

これは、出口戦略、どうするんですか。上げるときはいいですよ。株価を上げて、支持率を上げて、安保法案を通そうとして。でも、その結果、いつか、GPIFはもう今限界にきているんです、海外の投資家がもう売りに出しているじゃないですか、きょうのニュースでも。それで株が下がったら、その損失をこうむるのは国民であり、年金生活者になりかねないわけです。

出口戦略、どうするんですか。最後にそれをお答えください。

○渡辺委員長 申し合わせの時間が経過しておりますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

○塩崎国務大臣 先ほど来申し上げているように、年金の資金の運用というのは、長期的に年金財政上必要な資金をしつかりと得られる運用をするということで、安全かつ効率的な運用をするということでありまして、これは短期的なことではなく、出口とか入り口とかなんとかいう話ではなく、長期的に見て、国民の皆様方の年金がちゃんと支払いできるように運用を安全かつ効率的にやっていくことが大事だということになります。

○山井委員 一言申し上げます。

出口とか入り口とかじゃないということじゃなくて、あなたが大臣になって、あなたの責任で公的マネーをつぎ込んだわけです。いつかそれが切れたら株が落ちる可能性があるというのは当たり前じゃないですか。

出口も考えずにこんなギャンブル的なことをやるということは極めて無責任だということを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 きょうは確定拠出年金法の改正案についての審議ですけれども、まず冒頭、漏れた年金記録情報問題について、少し時間をいただいております。

民主党で何回かヒアリングをした。三十四回、本当にたくさん回数の、厚生労働省の皆さんにお越しいただいてヒアリングをしました。

このニュースが伝わったときの当初の問題点は、本当に今情報が出ていないのか、今既にこの時点で漏れているのではないのか、まだ漏れているんじゃないかということについて議論があった。大きな論点の二つ目が原因究明ということでありまして、原因究明として、一体いつからその端緒があったのか。三つ目が、最大、被害はどこまで広がるのか。こうした話だったんですよ。

それで、私も、一つ目の問題、今も漏れているんじゃないかと問いかける中で、厚生労働省は、いや、もう完全に遮断しましたから大丈夫です、こう言っていた。ふたをあけたらどうだったか。もう皆さんも記憶のとおりです。実はメールはしていた。

二つ目の論点、五月八日が本当に端緒だったのか、NISCからの検知は五月八日しかなかったのか、厚生労働省の年金局を含めてそうした外部からの攻撃はなかったのか、これを聞いたんですよ。そのときに、五月八日が端緒だ、五月八日より前はない、こう言われていた。

そして三つ目、一体何人の方の個人情報最大抜かれた可能性があるのか。これは塩崎大臣にも六月の予算委員会では質問をさせてもらいました。一ページ目にあるとおりです。

そういう意味で、この三つの論点の中の重要な一点目、これが厚生労働省年金局の、また年金機構の説明の話と違っていたというのは、もう皆さん知っているとおります。

では、二点目、本当に五月八日が端緒だったのか。そのとおりです、こう答えられた席に、きょう

うお越しいたっている榎見年管審も来られておりました。そのときの答弁、そして今回の甲斐中委員会から出てきた報告書、明らかに違うんですけれども、これについて御説明を求めたいと思います。

○榎見政府参考人 お話しのとおり、今回の検証委員会の報告書では、五月八日に発生した機構に対する標的型攻撃というものが、四月二十二日に発生した厚生労働省に対する攻撃と類似の手法によるものであるということが指摘をされているところでございます。

四月二十二日に標的型攻撃があったということについて、翌日、厚生労働省の企業年金国民年金基金課においてそういう不審メールを受信したということについての注意喚起メールが全職員宛てに送付をされてございます。私自身もその全職員の一員としてメールを確認しておりましたので、それは見ていたということになるわけでございまして、率直に申し上げて、毎日多数そういう不審メールの受信の通知というのは各職員に送られておりましたので、そのうちのひとつということでございます。

いたしましたので、明確に機構事案に関係するという認識はございませんでしたし、明確に、六月五日、民主党の会合の際にそういうやりとりがあったというときに、そういうことの関係ということについては認識をしておらなかったということでございます。

したがって、機構に対して行われた標的型攻撃と関連する攻撃が五月八日以前にあったのではないということの六月五日の民主党の会合でのやりとりの際に、私としても、年金局に対して四月二十二日に不審メールが送信されたという事実については思いが至らなかったということでございます。

○岡本(充)委員 いや、思いが至らなかったということではなくて、やはり重要な論点だったんですよ、どこが端緒だったのか。そのときに違うお答えをされて、我々は、なるほど、では、五月八日が最初だったんだね、そこが本当に最初なんだ

すねと、そこを本当に確認したんですよ。それを、今さらになってこんな話が出てくるというんじゃない、原因究明をする以前の問題として、情報をきちっと管理するという立場にある者として、榎見さん、やはりこれは問題がありましたね。

それを踏まえて、ぜひそこはしっかり謝罪をするべきじゃありませんか。

○榎見政府参考人 今申し上げましたように、率直に申しまして、その当時、私としても、個別に承知をしておりますでしたし、認識がなかったということでございますが、言いわけめいてしま

います。

率直に申し上げまして、今から考えれば危機意識が低かったということだと思います。おわび申し上げます。

○岡本(充)委員 私は、榎見さん一人の問題だと言つてもありません、正直申し上げて。これはやはり、厚生労働省として危機管理が薄かったんだと思いますよ。私は、この一人一人が悪いということに帰結をさせてしまつてはいけないと思います。

何が言いたいかといえば、この二つ目の問題も、やはり厚生労働省のガバナンスという問題、もつと言え、たくさん来るでしょう、変なメール。私の事務所にだつていつばい来ますよ。ただ、それについてどう対応するかということ、それは徹底していかなきゃいけないし、それができていなかったということに対しては、やはり管理監督者の責任になるんだと思いますよ。

三つ目の論点、大臣が答えにのびました、この私の配っている一枚目の資料のとおり。本年の六月十八日の予算委員会、NHKのテレビも入っているところで、塩崎厚生労働大臣はこう答えられているんですよ。

あったのか公表すると言っています。

大体七割調査が終わったと聞きました。残り三割あるんですけども。この七割の中に、一体、国民の、職員の個人情報が入っていたことは報告されています、それ以外、機構からいえばお客様、この皆さん方の個人情報、わかっている百二十五万件以外に何件あったと現時点で確認できているのか、お答えいただきたいと思っています。ゼロなのか、それとも何件あるのか。

これは大臣が公表するとお話しされているのですから、大臣からお答えいただきたいと思えます。

○塩崎国務大臣 私ばかり次第公表しなければならぬということをお願いしたのは、そのとおりでございます。共有ファイルサーバーの調査、これを今機構の方で鋭意やっているとございまして、現在、共有ファイルサーバーにどのような個人情報が含まれているかについての調査をやっておりますけれども、かなり、さつき七割というような話がありましたが、現状では大変困難な状況になっているというふう聞いています。

それが、残り三割のところはパスワードがかかっているという状況で、なかなかそれを、個人情報が入っている確認作業に時間がかかっているということでありまして、いづれにしても、これはわかった段階で公表していくという事は、御答弁申し上げたとおりでございます。

ただ、我々として一番気にしていたところは、そのこともさることながら、百二十五万件以外に国民の皆さんの年金の個人情報が出たというのかどうかということを大変心配しておったわけでありまして、これに關しては、NISCの方の調査でも、また第三者委員会の方でも、フォレンジック調査を含む調査の結果、これはもちろん機構の方からも明確に書いてありましたが、国民の皆さんの個人情報流出は百二十五万件以外確認されていないということで、もちろん断定的に

申し上げることは難しいわけですが、百二十五万件以外の個人情報が出た可能性は極めて低いということでありまして。

したがって、先生御指摘のように、共有ファイルサーバーに一体何が個人情報として入っているのかということをお答えと、それをわかった段階で公表するということは、お約束したとおりでございます。

○岡本(充)委員 七割の調査が終わった現時点において、大臣のもとに、個人情報がかかっていたという報告は機構から来ていない、そういうことでよろしいですね。

○塩崎国務大臣 まだ、この七割部分についても、詳細な報告は私のところには来ておりません。

○岡本(充)委員 水島理事長、七割の部分で判明したことはあるはずですよ。大臣のところに報告していないんですか。七割解析すれば、相当いろいろな話がわかってきているはずですよ。

もちろん、わからない三割の部分、難航をきわめる、それはあるでしょう。しかし、本来、取り扱いは、業務が終わった後も、サーバーに残してはいけな個人情報を残していたり、パスワードをかけたままに置いていたり、こうした手順にもとる個人情報の扱いをした件数は一体何件あったのか。これは当然、パスワードはかかっているわけですから、開けるはずですよ。

したがって、先ほどの大臣の話で、パスワードがかかっているからわからない、その部分は、ある意味、手順に基づいてパスワードがかかっているから見られないんでしょう。しかし、パスワードもかからずにはとくようなところに個人情報が入っていないか、これは結構早くわかるはずですよ。そういう意味で、かなりの部分がわかっていからこそ、職員の情報がそこにあることが報告をされている。

一方で、それ以外のいわゆるお客様情報、これについては一件もまだ確認できていないんです

か。百二十五万件以外にただの一件も確認できていない、そこに置いてあった、サーバーの中に残されていた、こうした情報が一件も確認できていないのかどうかだけお答えをいただきたいと思えます。

○水島参考人 ちょっととお話をさせていただきたいと思いますが、現在、共有ファイルサーバーに個人情報が入っているかどうかについては、ファイルベースで調査を行っております。

具体的な調査方法は、四百余りございます。サーバーについてのコピーを全部本部にとりまして、物理的にとっております。そのファイルの中身を順次調べてきています。そのうち、個人情報のある無を調べてきていますが、このうち、おおよそ個人情報があるかないかということについて調査が終わってきたのが約七割だということでございます。

今現実に行っておりますのは、可能性があるファイル、これはかなり幅広に可能性のあるものを抽出しておりますので、このファイルの中身を一つ一つあけて、個人情報があるかどうかという含めまして、それを確認しているという作業を行っております。

それから、残りの三割でございますが、もちろんパスワードがかかっているものもございまして、どういふものであるかということがなかなかわかりにくいというものでございまして。こういうものについては、まずパスワードについては、それを解明して、転動している人もいますからそれを追っかけてパスワードを調べるといふようなことをやっていかなきゃいけないわけです。それは、今その調査を行っている。

今御指摘の、例えばアクセス制限がかかっていたかどうかということに關しても同時に調査を行っております。アクセス制限が全体の中でどの程度かかっていたかということについては一定の時期にわかってくると思っております。私ども

も、実態がどうかであるかということもきちっと把握しなければなりませんので、この調査はできるだけ早く進めたいというふう考えているということでございます。

○岡本(充)委員 ちょっと説明させていただいていいですかと言って、全く違う話をすりかえて、結局私の質問に答えない。ちゃんと答えてください。

○水島参考人 これは再々御答弁を申し上げておりますが、共有ファイルサーバーの中に他の個人情報が入っている可能性は否定しないというふう

に申し上げております。それで、もちろん、百二十五万件以外の個人情報が入っていることは否定しないというふう

に申し上げておりました。ただし、これは申し上げるまでもございせんが、そういうものも含めて、フォレンジック調査等の結果で百二十五万件以外

は流出をしたことが確認をされていないというふう

に申し上げておりました。出たかどうかを聞いています。聞いています。ここにあったかどうかを聞いています。あつたかどうかは否定しないと言っているけれども、七割調査をすれば一件ぐら

いは見つかるはずですよ。現時点で。ただの一件も見つかっていない、現時点において百二十五万件以外に一件も見つかっていないと

ここで言えるのか。それとも、実は何件も見つかっているけれども、可能性のある情報があるけれども、それについては今まさに精査をしている、少なくともそのぐらいは答えられるはずですよ。お答えください。

○水島参考人 今お答えを申し上げましたとおり、百二十五万件以外の個人情報共有ファイルサーバーの中にあるということについては否定し

ざいまして、その点はぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○岡本(充)委員 そのあるという情報は何件ぐらいある、この七割の調査の中で何件既にわかっているんですか、それは答えてください。流出していないかもしれないけれども、実際にサーバーの中にあつた件数は大臣が公表すると言っているんですから。

現時点で何件わかっているのか。大臣が上がっていないそうですから、大臣に聞いても仕方がない話ですから、理事長がお答えください。

○水島参考人 まさに御指摘の件数も含めて現在調査を行っているということでございまして、先ほど申し上げましたとおり、サーバーの中の個人情報が入っている可能性があるファイルというのを抽出して、それを一件ずつ当たっている。その中にはもちろん個人情報がございます。それを、どのような個人情報であるかということも含めて現在調査を行っているということでございまして、まさに途上にあるということでございます。これがまとまり次第公表をするということになります。

○岡本(充)委員 わかっている分だけでいいと言っているんですよ。これ以上ふえてもいいんですよ。これ以上ふえても、別に後で、あなた何件と言ったじゃないですかと責める話じゃないんですよ。七割調べた中で、少なくとも何件は現時点でわかっているか、それは答えてくださいよ。

○水島参考人 これも何度か申し上げておりますが、こうした調査の途中段階で、例えば共有ファイルサーバーの中にこういう個人情報が含まれているということを明らかにすることは、やはり、特定の情報について流出の可能性が高いという誤解や予断を生じさせるおそれがあります。そういう意味で、きちんと調査をした上でということでございますし、一方で、何度も、再々申し上げておりますが、いろいろな調査をした結果、百二十五万件以外のお客様の情報の流出は確認されないということでございます、その点は

ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○岡本(充)委員 答えていないですよ。それは全然答えていない。早く法案質疑をやりたいんですよ。局長も待つています、答弁したくて。理事長、これはちゃんと答えてください。

これは本当に重要な話なんです。それは、自分の情報が漏れた可能性があるんですよ、前から言っているように。可能性否定はできないんですよ、いろいろなサーバーと通信しているんですよ。一体誰の情報が流出した可能性があるのか。

最終報告で出したって、例えば中途で出そうと最後にまとまってから出そうと、結局、現時点で確認されている人は後からでも当然公表されるわけですから。結果として、これから先公表しないというのなら、言わない、これは筋が通りますよ。でも、公表すると言っちゃっている以上はいつか公表しなきゃいけないんですよ。そのときにこそ出そうが今出そうが、結局のところ、国民の皆さんに与える不安というのは同じ話なんです。だから、それを先延ばしするんじゃないで、今ここで出してください、わかっている分だけで結構ですと言っているんですよ。

今現時点で七割やったけれども、結局、今のところ一件も確認できていません、それならそれでいいです。それは一つの答弁です。一方で、七割確認したら、現時点では、例えばウン万人、ウン十万人、何百万人、わからないですよ、何百万件ですね、件数ではこのぐらいはあるということを現時点で確認してありますが、重複等があるので何人かは答えられません、これも答弁です。こういう形で答弁ください。

委員長、私の質問を御理解いただけたと思いますから、また違うような答弁をされた場合には、ぜひしっかりと委員長からお話をいただきたいと思っています。

○水島参考人 先生に大変申しわけないと思いますが、私どもは、本当の意味で真剣にこの調査を行っております。

それで、これはお答えになるかわかりませんが、私どもは、個人情報が入っているファイルは別に隔離をしようと思っております。正確に把握をしてまいります。その作業の段階にございまして、その件数を申し上げるというよりも、全体を把握した上できちんと公表させていただくということが必要だと思ひますし、繰り返しになります。

○渡辺委員長 岡本充功君。(発言する者あり) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○渡辺委員長 速記を起してください。

岡本充功君。

○岡本(充)委員 そうしましたら、ちよつと角度を変えて質問したいと思ひます。

七割の調査が終わった現時点、個人情報が入ったサーバーの中にあつたかどうか、共有サーバーの中に入っていたかどうか、お客様情報があつたかどうか、これについては個人情報の解析を進めている、そのことについては理解はしていますが、現時点で七割が終わった中で、この解析が終わった中で、一体何件の個人情報、お客様情報があつたか、この時点では答えられない、こういうことだそうでありますけれども、では、切り口を変えて、期日を設けて公表のタイミングを教えてください。

○水島参考人 七割についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、可能性があるファイルを幅広く抽出したというふうに申し上げました。その中身を開いているというふうに申し上げます。

この七割については、そう遠くない将来には、例えば個人情報が入っているファイル数等についてはお答えができる状態をつくるべく努力をしております。

○岡本(充)委員 明示してください。

○水島参考人 努力をいたしますが、今時点では

つまでということをお願いされる材料をちよつと今持つておりません。そう遠くない将来にはお知らせをさせていただきたいというふうに思ひます。

○岡本(充)委員 委員長、ちよつと、ぜひコメントいただきたいと思ひます。このやりとりについてのコメント。

○渡辺委員長 委員長は、お互いの質疑を聞いておりますけれども、この案件については一度理事会で協議をさせていただきたい、そのように思ひます。

○岡本(充)委員 そうすると、期日について理事会で明示をしていただける、このように理解してよろしいですか。

○渡辺委員長 それは理事会で協議をするということでございます。

岡本充功君。(発言する者あり) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○渡辺委員長 速記を起してください。

岡本充功君。

○岡本(充)委員 ぜひ委員長にも、この議論を踏まえて、理事会での明確な期日が出るようなお取り計らいをお願いして、次の質問に移ります。

確定拠出年金法の質疑に行きたかつたんですけれども、ようやくと入れて、もうちよつと早く入りたかつたです。

また、きょうは、資料の二ページ目以降にいろいろな資料をつけました。

一つ目のポイントは、本当にこれは加入者がふえていくのかという点です。厚生労働省としては、いわゆる確定拠出年金を含む三階建ての部分、ふやしていきたいという思いがあると聞いてはおりますが、残念ながら、その加入の割合というのは決して高くない。その理由はどこにあるのか。私はやはり、中小企業を中心に、掛金を出すことに対して大変その負担を感じている、それは否定できないと思ひます。大臣としては、これは否定できるとお思ひですか。

○塩崎国務大臣 私、実は最初に確定拠出年金を法律でつくる際に随分かわっていった者の一人として、おかげさまで今五百万人ぐらいいは超えるところまで来たわけですが、確かに、もともと伸びてもいい制度ではないかというふうに思っているわけであります。

今先生が中小企業の負担ということをおっしゃいましたが、確かに、中小企業が三階部分をみずから用意するという事はなかなか、みずからも職員を抱えている身としては、かなりの負担であることは間違いないことだと思いますので、今回、そういうこともあつて、制度を拡張して、言ってみれば、企業がそれを用意しなくても、個人の積み立てていくものに企業が乗つかるといふ形のものを用意するというようなことも新たに創設をするわけでございますので、先生の御懸念の点はそのとおりだということが私もあるというふうに思っているわけでございます。

○岡本(充)委員 今回法改正をしたところ、この二枚目の表にある個人型DCで、一号被保険者はわずかに六万人しか入っていないというこの現実。本当に少ないんですよ。

この現実を見ると、果たして、三枚目にあるように、全ての制度の皆さんに、三階部分に入れますよと箱は用意をしたけれども、入るお金がない皆さん方に対しての何らかの加入促進策を一緒に出すべきだったんじゃないんですか、本大臣、大臣、そう思われませんか。

○香取政府参考人 御答弁申し上げます。

もちろん、私も、個人型にしても企業型にしても、できるだけ多くの方に三階部分の年金、私的年金、企業年金等に御加入いただきたいと思っております。

他方で、これは基本的には任意の制度だ、あるいは、基本的には公的年金と異なりまして補助金等々が入るといふ性格のものでもありませんので、できるだけ入りやすくする、あるいは取り組みやすくすること、もう一つは、やはり制度の広報にこれ努めるということが必要なんだ

ろうというふうに思っております。

先般、金融庁さんがNISAという制度をおつくりになりましたけれども、NISAの認知度が高くなつたのには、やはりかなりきちんと広報活動をしたということもございまして、そういったこともあわせて取り組まないとけない。

今回も、個人型については、国民年金基金連合会で広報活動をきちんとできるような制度改正もいたしますし、私も、私どもも広報にこれ努めるということ、できるだけ皆様方に認知をいただいて入りやすくするという事で努力をしていく。

さまざま制度的な手当てということ以外にもできることはあるかと思っておりますので、その点は努力してまいりたいと思っております。

○岡本(充)委員 制度の問題だけではなくて、やはり掛金を払うことに負担感を持っているというのが加入が進まない理由ではないか、先ほど大臣は、お伺いしたところ、そうお認めになられました。そういう意味では、その理由の一つだと私も思います。

どういふふうな促進策をするかは議論があるとは思いますが、そうした議論を踏まえて本来この法改正をするべきだった。後ほどお話をしますけれども、さまざまな積み残し点を残して法案を出された感が拭えないんですね。であれば、来年少ちと整理をして出すべきじゃなかったか、最後にもう一度それは指摘をしたいと思ひます。

論点のもう一つが、三ページ目にあるように、拠出できる金額に物すこいばらつきがある。DCとDBは、例えばDB、確定給付型の年金は青天井ですよ、掛けられるお金が。幾らでも掛けることができる。一方、同じように横並びにしているこの三階建て、今回の例えば三号被保険者に関しては、月額二万三千円ですよ。同じ制度だと言っているんですか。ある意味税優遇がある年金として、この年金制度、専業主婦だった二万三千円しか税優遇が受けられないけれども、どこかの大企業であれば青天井でどこまでも税優遇が受けられる。これは本当に平等と言えるのか。

厚生労働省の資料では、差がないというふうにしているけれども、これは実際には大きな差があつて、極端なところがある。もつと言え、DBに入る入らないはその会社が恣意的に決めることができる。規約を定めれば、同じ給料をもらつていても、この社員にはDBはつけない、この社員にはDBをつける。そして、もつと言え、報酬見合いにして第三の給与を、第二の給与と言ふべきか、そこにお金を大きく盛ることもできるといふ、ある意味不公平を同じ企業の中でも生じさせるこの制度、もちろんDCもそうですけれども、こうした部分についても不公平がある。これは大臣は認められますね。大臣に聞いています。

○香取政府参考人 もし必要があれば大臣から補足いたしますが、まず、今回、特に個人型に關して言いますと、事実上全ての方が入れるようになりまして、新しく皆さんが入れるという目で見ますと、御指摘のように、まだでこばこが残っている。

拡大していく過程の中でそれぞれ経緯があつて、これは税務当局との御協議の中でこういう形になつたわけですが、これは前回のこの委員会の御答弁でも申し上げましたが、個人型について、今後のことを考えますと、それぞれライフコースが多様化するということを考えますと、ある程度それは統一した考え方を整理する必要があるというの、そのとおりだというふうに思っております。

他方、企業型に關しては、DB、DC、企業によつてそれぞれ取り組み方が違つています。それから、これは制度の成り立ちということによりますが、DBは、企業が退職金をいわば延べ払いのようにな形にしてDBに移行させてつづけたというふうな経緯もございまして、退職金としての要素もあるということになりますと、税制面のこととも考えますと、やはりそれぞれ退職金との関係も出てくるということで、同じような形で基準をつくるというのは、やはり税務当局との折衝の中で

もなかなか議論がかみ合わないところがあつたということがございます。

それと、DBが青天井だというお話がありましたが、申し上げたように、DBは、給付を確定させて、それに合わせて掛金を企業が積むということになっていきますので、いわば一人一人の限度額という概念がないので、その意味でいいますと、給付の総額というところで決まるといふこともありますので、DBとDCを、個人のレベルでの限度額を厳密な意味で比較するというのは、制度上、実はちよつと、なかなか難しいということもございします。

それから、先ほどあつた、DBの場合に、従業員によつて、今でいうと給付の号が決まるわけですが、給付分が異なるという話がありますが、まず、基本的な給付設計を決めるというのは、事業主側が一方的に、恣意的に決めるということは基本的にはできませんで、これは規約で、労使合意、加入者との協議の上で、こういう方は入ります、こういう給付要件にします、例えば五年以上入った人を入れますとか、そういう給付要件を決めるということですし、給付の水準を、労使合意で規約を決めるということになりますので、基本的には労使の合意をベースの上で決めるということになります。

それからもう一つは、経緯で申し上げますと、退職金からの移行でDBをつづけた企業が多いので、そうしますと、退職金そのものが、例えばどういう役割でおやめになるかということによつて、企業の側が、退職金の水準が決まりますので、それを移行させた企業ですと、例えばそういった退職金の水準、あるいは勤務期間の長さといったものを反映するということになりますので、そういう意味では、恣意的なものではないというのと退職金との見合いになる。

さらに言いますと、私も、私も規約を認可しますときに、特定の人を排除する、あるいは差別的な取り扱いをする、あるいは極端に給付水準を変えらるというものがあれば、それは私どもの方で一

定の基準の中で御指導申し上げておりますので、そこは事業主が恣意的に、自由に、好きなようにできるということではないというふうに私どもは理解しております。

○岡本(充)委員 何も自由に、恣意的にやると言っているわけじゃないんですよ。これはある意味、従業員の間での差別的取り扱いにつながるんじゃないか。厚生労働省としてそういうことは認められないはずですよ。ある職員は社員食堂を使えるけれども、この職員は社員食堂を使っちゃいけない、許されないですよ、こういう取り扱い。

したがって、この職員にはDBをつけるけれどもこの職員にはDBをつけない、こういうことではなくて、本当は、公的年金であれば、もらっている給料に従って、その会社に勤めている人はひとしく同じ会社負担が生じる、こうでなきゃいけないんじゃないか、私はそうお話をしているわけですよ。

なおかつ、これは金額にばらつきがある。それは確かにDBとDCは性質は違いますよ。ただ、企業が出すお金であり、なおかつ税制上の優遇があるというこの観点でいえば同じ話なんですよ。したがって、これはやはり金額について合理的説明がなきゃおかしいと思う。

三枚目、これは、上、天井がそろっているけれども、DBの上は今度は拠出型の、拠出限度額一・二万円でお金を出せるようになると言われている。例えばこの一・二万円、隣のいわゆる企業型DCの上は今度乗ることができると二万円、そして新たに三号被保険者が入れる二・三万円、この金額についてもばらつきがあるんですよ。

これは、上がそろっているような絵を見せてあたかもきれいにしているけれども、物すごく合理性がない。もつと言え、入っている、足元の年金によってかなりの差が出てきてしまう、そういう制度になってはいないか。これは本当はきちっと議論をするべきでしたよ。例えば三号だつてそうです。

では、例えば、何で一号被保険者の国民年金基金は月額六万八千円と決まったんですか。局長でいいです、答えてください。

○香取政府参考人 国民年金基金は、平成元年の制度改正で導入したと記憶をいたします。平成三年施行です。平成元年は、私は補佐で年金課におりましたので、当時の記憶で言いますと、たしか、厚生年金の標準報酬の上限額の人が払う当時の料率で計算した保険料額をベースに算定したと記憶しております。

○岡本(充)委員 これは通告しているんですから、たしかじゃ困るんですよ、局長。これは極めて重要。

これは、六万八千円、それ以後変わりましたか。

○香取政府参考人 変わっておりません。

○岡本(充)委員 標準報酬月額額は変わりましたか。

○香取政府参考人 標準報酬月額額は、年金……はい、変わっております。

むしろ、この額に関して言いますと、税務当局からは、高過ぎるので下げると実は毎年のように言われているというのが現実でございます。

○岡本(充)委員 それは聞いていないんですよ。

制度の設計が、厚生年金の標準報酬月額の上限を見て六万八千円を決めた、このためにつけであれば、当然、標準報酬月額が上がっていく過程でこれは上がっていくかなきゃおかしいんですよ。理屈が合っていないんですよ。

結局、この部分についても、長らく年金部会で企業年金に関して議論することは非常に薄かったと聞いている。このたび、法改正になって急遽集めて、年金部会の中で企業年金に関して話す部会をつくって話を始めた。話を始めて一回ですか、十三回ですか、話をされたと聞いていますけれども、これは着詰まらないまま出てきたんじゃないか。この金額が本当に妥当なのか。先ほど言った二万三千元、二万円、一万二千元、これ

だって合理的に説明できませんよ、きのう大分やっただけでも。本来、これをきちっと詰めてから出すべきだった。大臣、聞いてみえますか。お願いいたします。

ぜひ、これは詰めてから出すべきだったということをお大臣にもやはり一定程度認めてもらって、また三年後なんて言わずに、改めて、早急にきちっと合理的に説明できるような制度に見直していくべきではないか、それについて大臣のコメントを最後に求めたいと思います。

○塩崎国務大臣 先生から御指摘をいただいた問題は、やはり企業年金部会で言ってみれば議論はしたけれども答えが出なかったというところがおっしゃるとおりのご意見で、先ほど数々問題点として御指摘になりました。

特に、DBの側の問題点について多く御指摘をいただいたわけございまして、今回は、確定拠出年金というものが、つくったけれどもなかなか伸びないという中で、これを伸ばすことが、公的年金を補完する形で、国民の将来設計をみずからが選んでいくということの可能性を早く御提示をしようということ、十年たつてこういった形でまた再提案を申し上げたということで、先生がおっしゃったような問題点は、企業年金部会でさらに議論を深めていかなければならない。

また、確定拠出年金と確定給付年金との間のイコールフットイングの問題など、本当に引き続き議論を重ねていかなきゃいけないことはよくわかった上で、確定拠出年金側の、これを伸ばすというところが待ったなしでもございまして、今回こういう形で出させていただいたというところでございます。

○岡本(充)委員 時間になりましたから終わりますけれども、ぜひ大臣、早急な見直しをしなければ、箱ができて入る人はふえませんが、それだけ指摘をして、終わります。

○渡辺委員長 次に、足立康史君。
○足立委員 維新の党の足立康史でございます。皆様、お疲れさまでございます。私たちがきのう党内でちよつとがたがたありまして若干疲れています、頑張つて御質問を申し上げてまいりたいと思います。

まず、大臣、今、岡本委員が、後半は法案の審議によりやくなりましたが、それまでは、きょうはあたたか年金情報流出の集中審議かのような雰囲気でありました。それはそれで悪いことではないと思いますが、一つ、山井さんがまたGPIFの話をされています。何かあたかも、いや、私はわかりませんが、大臣があるいは政府が平和安全法制を乗り切るためにPKO、株価操作をしているんだ、こういう話がありました、それはそういうことでしょうか。

○塩崎国務大臣 年金の掛金の運用は、何度も申し上げておりますけれども、専ら被保険者の利益のために安全、効率的な運用をするということとございまして、為替市場でも同じですけれども、影響を与えようと思つて勝てるような市場の動きさではもう日本の株式市場もそしてまた為替市場もないということだというふうに私は基本的に理解をしているところでございます。

○足立委員 私も大臣のお考えと同じで、特に、きょう大臣が御答弁された、そもそも、では、かつての基本ポートフォリオでいつていたらどうなっているんだという御紹介をたびたびいただいています、まさにそのとおりで、大臣が国民に対する責任だということをおっしゃっている点、全く同意でありまして、ぜひ、山井さんのような陰謀論、これは排除をしていくように、しっかりと否定をしていくことが大事だと思いますので、改めてお伺いをした次第であります。

陰謀論ということも申し上げましたが、我が党が最近ちよつともめています、実は似たようなものがありまして、例えば、山形で市長選挙があります。いや、これは法案にも関連するので申し上げますが、九月に山形市長選挙があります。これは本当に、山形の地域の経済あるいは社会、人々の、山形市民の仕事と生活をどういうふうにしていくかということで、四年に一度の大変重

要な選挙があるわけであります。

ところが、私は行くなと言われたので行っていないが、現地の話を伺うと、もう平和安全法制一色、安保一色になっています。我が党の幹事長も、安全保障法制で受けた恩を返すために行つたと。

向こうへ行くと、民主党や共産党、特に共産党と五十項目近くの政策協定を結んだ候補がいま。私は、共産党候補だ、こう言っています。民主党候補だという意見もありますが、いずれにせよ、関係の政党の支援を受けて立っている政党の候補者は、小林節さんという先生とのツーショットのポスターがぱつと張つてあります。今は告示がまだですから、ポスターが張つてあります。

そういうことで、あたかもまさに安全保障法制に絡めて、国政に絡めて現場の政治を、地域の政治を、四年に一度の選挙を今左右しようとしているわけでありまして、そういう我が党の幹事長の行動については強く批判をしてきたし、絶対やっちゃいけない。むしろ、山形の未来にとって今誰が市長になるのが一番大事なのかという観点でずっと党内論争をしてきて、きのうに至つたわけであります。

私は引き続きこういう陰謀論、陰謀論というのは、すなわち、本来あるべきテーマ、例えばGPIFの話であれば、GPIFの運用、基本ポートフォリオをどうするかということを議論すべきなのに、そこに大臣が、大臣がですよ、政府がですよ、あたかも安全保障法制の関連でPKOで公的なお金をつぎ込んであるかのようなデマを振りまくことは決して政策論争において真つ当な議論ではない、それは陰謀論だ、こういうふうと考えています。

それから、ちよつとこの場をかりて申し上げれば、我が党は代表選があります、十一月一日。この代表選は、まさに維新の党が、そういう間違つた、陰謀論を含めたそうした路線に歩んでいくのか、真つ当な政策論議を政府・与党と、政府・与

党に協力するんじゃないですよ、政府・与党と向き合つて政策論争していける真つ当な野党、政権交代のできる野党になるのか、万野党になるのか、その大きな分かれ目になります。

厚生労働省の皆さん、関係ないかもしれませんが、我が党が厚生労働委員会という立場でこれから何事をしていくのかということは関係あると思います。ぜひこの私の方針に御賛同いただける方は、あしたあさつて、しあさつてまで一般党員の受け付けをしております。あと三日、あと三日でございますが、しつかりと政党政治をつくり上げていくために頑張つてまいりたい、こう思います。(発言する者あり)民主党さん何でもありなので、私も多少ちよつと追従をしたということとであります。

きょうは、まさに法案の審議でありますので、個人型DCにきょうも光が当たつて、岡本委員も質問されていますが、私は、個人型DCというのは何なんだというところは、やはり引き続き、一週間前の質疑でも御質問申し上げましたが、大変重要だと思つていまして、先ほど大臣も、あるいは香取局長も、広報のことも含めていろいろ考えていかなあかなというところで御答弁いただきましたが、一方で、〇・五%を、要は、今四千万人対象になっているものが二十万人も入っていない、〇・五%だと。これを何%にするという目標も別にないですよね、ないわけです。

すると、この個人型DCというのは、対象者皆さんに入つてほしい制度なのか、入つてほしくないのか。単にこれは気づきの制度で、要は、自助に取り組んでくださいよ、皆さん、貯蓄もしてくださいよ、あるいは投資もしてくださいよ、それは老後のためですよと、そういう気づきのための制度なのか、対象者全員に入つてほしいのか。これは税制要望をされる際にも結構重要だと思つている。

何でこんな質問をするかというと、同じようなことがほかの制度でもあります。例えば中小企業政策。これも、中小企業庁は中小企業に例えば補

助金を出しています。全ての中小企業、あるいはそれを受ける資格のある中小企業者、イノベーションに取り組んでいる、技術革新に取り組んでいる、連携に取り組んでいる中小企業者がある。でも、みんなが受けられるわけがないんです。中小企業庁に補助金を申請する余裕のある、若干千ニアツクな方々がその制度に、それで、もたらう人はずつともらっているわけです。でも、申請することさえ思いつかないで頑張っている中小企業者はいっぱいいます。

だから、これについても、中小企業政策は、補助金は全ての人を受けられるべきなのか議論があります。そんな財源はありません。もしかしたら、それは中小企業にイノベーションを促すための気づきの制度なのかもしれない、こう思っているわけです。

では、個人型DCはどうなのか。四千万人、それが、今度この改正で大きく広がったときに、では、みんなこれに入つてほしいのか。どうでしょう。

〔委員長退席、高島委員長代理着席〕

○香取政府参考人 個人型DC、前回も御答弁申し上げましたが、任意の制度ということになりますので、その意味では、全員が必ず入るというような性格、もちろん理想としては入っていただきたいと私も思いますが、なかなかそういうことのないでしようし、さまざま他の選択肢も老後の備えという意味ではあると思つていますので、その意味では、数値目標を掲げて進めるという性格のものではないと考えております。

私もさまざまな形で、こういう制度ができた場合にどのくらいの方が入るだろうか、意向を示すだろうかというのは調べておりますが、直近ですと、これは私どもの調査ではありませんが、ある民間の機関の方が調査をされたものによりまして、今度新しく入られる三号の方や二号の方、あるいは一号の方である程度制度を御理解された方のうち、意向を示される方が三割強いらっしゃるというデータがありました。これは民間の調査

です。私どもは責任を持ってませんけれども、その程度の方はやはり御関心を持っていたかどうかということではないか。

それからもう一つは、これもよく巷間言われることです。金融庁さんがNISAという制度をおつくりになって、非常にこれは、証券会社さんも含めてかなり広範な広報活動をきちんとされる、銀行等の窓口でも資料をお配りして説明をするということがきちんとされたことによって、かなり認知度が高くなつて利用がされたということもありますので、ある意味、こういった制度がある、あるいはこういった制度の詳細がこうであるということを知りたいたくことによつて、制度の普及はある程度進んでいくことはあるのではないかとこのように思つております。

それからもう一つは、先ほどの議論でもありましたが、国民年金基金等々と比べると、掛金を自分で決めることができますので、かなり若い方でも少額から始められる、こういったところはかなりメリットだと思いますので、そういったところを中心に広報していくことだと思つています。

それからもう一つは、企業型のDCの議論を企業の方々としていまして、企業型DCを企業で導入しようと思つて例えば従業員側に提案をしたときに、その導入に当たつて一番大変だったのは、従業員の方々に投資経験がほとんどないということになるので、まず投資教育等をきちんとやって御理解をいただくということが結構大変だったというお話もよく伺います。

その意味で、同じことは多分個人にも言えるんだらうと思つておまして、やはりよく制度を理解していただくための取り組みというのをきちんと私どもがすること、多くの方々に関心を持っていたらいい、制度を設計している側の立場なのでちよつとあれですが、それなりに役に立つ制度を御提案しているというふうに一応私どもは思つておりますので、できるだけそういった方々に入つていただけるように努力をしてまいりたいと

思っております。
○足立委員 できるだけ入ってほしいということ
です。

一週間の質疑でも御答弁いただいたように、これは個々人の努力を支援している、だから一応自助だ。自助、共助、公助ということであえて整理すれば自助に位置づけられると思いますが、一方で、税制措置を、税制上の支援を講じているという意味では、共助的な性格も多分ちよつと入ってくるんだと思います。

まさにこれから財務省と引き続き税制面での調整をされていられるときに、あるいはこれまでしてこられた中で、そういう非常に本質的な議論が財務省と厚生労働省との間ではなされていると思いますので、ぜひ、漸進的なものだと思いますが、私たちは、余りゆつくりしている公的年金制度の方の事情もありますから、しかるべきスピードで環境整備を深めるならちゃんと深める、そうじゃない、これはこの程度でいいんだということであればそうだとということで、やはりもうちよつと自助、共助、公助の整理の中のクリアな位置づけを求めていきたい、こういうふうに思っています。

もう一つ、今、漸進的と私申し上げました。例えば、前回、イギリスの、自動的に入るようなことに対して、局長からも、なぜそれが日本では難しいのかということで御説明をいただきました。労使慣行とかいろいろなおししやいました。

大臣にちよつと御答弁をいただきたいのは、まさに私、労使慣行とかにかかわる、例えばDCをどれぐらい、日本みたいに、〇・五%から広報していきますというレベルの我が国の様子もあれば、イギリスみたいに自動的に加入して八割という国もある。それは当然、お国柄があり、経済の仕組み、労働の仕組みが違うわけですね。

すると、日本の社会保障、年金をこれからどうしていくのかと考えるときには、労働制度、労使関係にも当然相互作用しているということであり

ますので、その全体について、日本は今、格差とかいうことも言われている、非正規の問題もある、だから、年金はもとと、全部じゃないかもしれないけれども、基本的には厚生省の仕事ですが、厚生労働省でまとめてやっていらつしやる意義は僕は大変あると思うんです。それは、例えば労使関係とかのあり方も含めて日本の将来はどうあるべきなのかということ議論していくべきだ、こう思っているんですけれども、そういう場が厚生労働省にあるのかなと。

例えば、この法案は年金部会で議論をしてきたのかな。それは社会保障の枠組みで年金の議論をしてきているわけです。でも、そこで明らかに出てくるのは労使の話も僕はあると思うんだけど、そこに入ると、それはもう労働省の世界だからということ、どうしても総合的なビジョン、絵を描くことが難しいんじゃないかと思うんですが、大臣、ちよつと通告をちゃんとしていないかもしれないませんが、私は、塩崎大臣、ぜひ来期も大臣を続けていただいて、余計なお世話ですが、そういう議論をぜひやっていただきたいんです。が、今でもそういう場はあるんでしょうか。

〔高島委員長代理退席、委員長着席〕

○塩崎国務大臣 場としては社会保障審議会の企業年金部会というのがございまして、今回ここで議論をして、結論の得られた確定拠出年金についての改正を今お願いしているわけでありまして。今先生、基本的な社会保障や企業で働く人たちの老後の生活をどう設計していくかという、その際に、みずから設計を、自分でし得るというものが確定拠出年金の一つの特徴でもあるわけでありま

す。今、実は、厚生年金に入っている、いわゆる二階がある人たちというのが三千六百万人ぐらいますが、それに対して、三階部分がない人たちというのが約六割いるんですね。約六割で、ごく一部、この確定拠出年金の個人型というのに入っている方々がいますけれども、あとはない。企業型がある方が五百五十万人にまで伸びてきた。

そして、あとDBがあつて、厚生年金基金、これは大分解消に向かつているわけでありまして。

ですから、厚生年金基金をどっちにしていくなかということ、それから、今全く三階がない、私の事務所の職員もそうだけれども、そういうところがごまんとあるわけですね。約六割ですから、それが約二千万人近くおられるわけで、この人たちが、自分の老後の設計という意味では、二階部分までしかないということをやつてきている。それでいいのかということを考えてみると、やはり我々はしっかりと議論をして、人生設計を皆さんにやつていただく、そういうことが大事で、公的年金二階までの分と私的年金の三階部分をどう組み合わせるのか。

イギリスのように、さつきお話があつたものがあります。日本は厚生年金自体の厚みが割合ある国であります。ですから、三階がなくてもいいことが許されてきていますけれども、さあ、果たしてそれで本当にいいのかどうかということ。これから皆さんに考えてもらわなきゃいけないので、そういう意味で、これまで以上に老後の所得保障という観点からも議論する場を、これは企業年金部会でやっていますから、とりあえずここが議論の場でしょうけれども、各政党でもあるいは国会でもつと議論をしていただくと、さらにいい、深みのある制度づくりができるのではないかと、そんなふうに思います。

○足立委員 ありがとうございます。

私が質問を申し上げたのは労働サイドとの連携ということですが、それはいいです。ぜひ、そういう場も設けていただいてやっていただいたらい

と思います。企業年金部会での議論、これはよく私も理解しています。今大臣が御答弁いただいた、一階、二階、三階、二階が若干状況が変わる中で、三階が今のままではいかがかということを取り組まれている。しかし、大臣が今おっしゃった、そういう意味でいうと、企業型であれ個人型であれ、DCはやはりもつと充実をさせていく。先ほど

申し上げた〇・五%が発射台だとすれば、それはやはり抜本的な拡充をしていかないと、国民の皆様の老後が安心できないということですね。

もしそうやって、〇・五%を発射台にしながら、大きく年金制度全体の中で、二階が細る中で、三階をしつかり整備していこうということであれば、戻りますが、やはり、イギリス型とは言わなければ、戻りますが、もうちよつと加入が、単なる広報の問題ではなくて、労使のあり方、会社のあり方、企業のあり方も含めて制度整備をしないと。要は、厚生労働省としてはこう考えているという絵は描けている。

きょうは採決があるのでしつかり最後までやらぬといかぬと思つておるんですが、いいですか。そういう意味で、通告の質問が大体終わったので、もうちよつといきます。

本日に、今申し上げたような、年金とそれから労使のあり方まで含めてしつかりと議論していかないと、厚生労働省の施策が、きょうのテーマではないけれども、例えば年金もそうだし、医療、介護の地域包括ケアもそうです。余り質問しませんが、厚生労働省の絵としては全部よくできていると思うんです。今回の企業年金の法案も非常にすばらしい。僕は、本日よりこまですくられたいと思つています。あるいは地域包括ケア、在宅シフト、これも全部、それは理屈上はよくできています。ところが、選挙区を回るともう大変です。地域包括ケアといったって大変なことだし、民主党さんがいろいろ批判されていた要支援の部分の総合事業もなかなかまだ動き出していない。だから、厚生労働省が描いている絵は美しいんだけれども、それが現場でどこまでやり切れているかというところについてやはり大変課題があつて、そういう観点から年金制度を見ても、一体〇・五%を何%にするのかということ、それは五%でいいのか五〇%なのか、それによつて現場の動きが変わってくるということだけは申し上げておきたいと思つています。

あと、通告申し上げている最後の問いですが、きょうは企業年金ということですが、社会保障制度改革国民会議では、公的年金も含めたさまざまな提言がなされました。多分、企業年金に関する提言はこの法案ではほぼ片づくのかなと理解していますが、企業年金を超えた年金全般でいうと、いろいろな提言がなされていますが、一体あと何が残っているのか、ざっと御紹介ください。

○塩崎国務大臣 先ほどの先生の議論にちよつと追加しておいた方がいいのは、企業年金というのは、この形をとった退職金という側面も非常に大きい。ですから、一時払いというものも多いというところをつけ加えて、そういう意味では、労使関係のお話が出ましたが、そういう観点も十分考慮することが大事だというふうに思っているわけがあります。

国民会議の提言、それからそれらを踏まえて立法された社会保障改革プログラム法、さらには昨年の財政検証結果を踏まえて、社会保障審議会の年金部会で議論が行われて、本年一月に議論の整理が取りまとめられているわけでありまして、年金部会の議論を踏まえて、年金制度を支える経済社会に対して、年金制度として労働参加を促進していく等によってその発展に寄与するとともに、それを通じて、年金制度の持続可能性を高めて将来世代の給付水準の確保等を図る観点から、一つは短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進、それから年金額の改定のルールの見直し、さらには国民年金第一号被保険者の産前産後期間の保険料の取り扱いについて、必要な制度改正が実施できるように準備を進めているところでございます。

○足立委員 今簡単に御紹介いただきました。これはまだまだ国民会議での提言は積み残しというか、当然まだやるべきことが幾つもある、三つ、四つあるわけですが、スケジュールというか、今御紹介いただいたものはいくつ出るのか、もし御紹介いただければ、お願いします。

○塩崎国務大臣 まだ確定的にいつまでというこ

とを申し上げるところまで行っておりませんけれども、煮詰めているところに来ているのであろうというふうに思います。

○足立委員 質問は以上ですが、繰り返しになりますが、先週と今週ときょうと、私はこの企業年金、年金について御質問申し上げましたが、基本的には、自助、共助、公助という整理からどう考えていくのかというのを申し上げます。

従来から公明党さんなんかは一生懸命こういう整理をされて、PRもされてこられて、いつも拝見をさせていただいていて、繰り返しになりますが、共助の年金制度が、要は年金というのは基本は共助であります、社会保険ですから。社会保険という意味ではこれは共助なだけども、その共助が細る中で、一方からは税金で年金制度を何とか下支えしようという形ですつとやってきている、また一方では、自助をもつと強めていくということ、これも税制で措置をしながらかつてきているわけでありまして、やはり大事なことは現場、国民の意識、あるいは現場の状況がしつかりとそこについていくことが大事、あるいは制度を現場にしっかりと合わせていくことが大事だと私は思っています。

そういった意味で、個人の意見としては、やはり自助をもつと強めていく。これは大事であります、一体自助というのは何なのか。先ほど中小企業政策の話も申し上げましたが、自助というのは一体何なんだというところが実は大事だと思っています。

中小企業政策であれ、三階の年金制度であれ、これは必ずしも全ての人が入る必要はないのかと私は思っています。先ほどイギリス型と申し上げましたが、これが本当に基本的なインフラとなつて、みんな自動的に入るんだということがすぐに実現するとは思っていませんが、国民の皆様がもつと自分の老後について意識を持って、貯蓄をする、あるいは投資をする形でしっかりと老後に備えるような喚起は絶対していかなくあかん。

それをする中で、公的年金の支払いの、加入も

含めた、それが非常に今、無年金、低年金がふえているのも、やはりそういうものへのコンシャスネス、意識が低いわけでありまして、私は、しっかりと、こういう年金の議論を通じて一人でも多くの、全ての国民の方に老後の備えに愛がないように、自助も含めてやっていくように、ぜひ大臣、引き続き御努力をお願い申し上げます。からの質問を終わります。

○渡辺委員長 次に、堀内照文君。

○堀内(照)委員 日本共産党の堀内照文です。限られた時間ですので、早速質問に入らせていただきます。

きょうは、まず法改正の目的についてです。法文上では、高齢期に係る自主的な努力を支援し、もつて公的年金の給付と相まって国民生活の安定と福祉の向上に寄与するとしておりまして、この委員会でも趣旨の答弁がありました。

しかし、これも議論がありましたけれども、日本再興戦略二〇一四では、「金融・資本市場の活性化」の項目に確定拠出年金の普及がうたわれております。この中を見ますと、ここに本場の目的があるのではと思うわけでありまして、なぜこの日本再興戦略で、確定拠出年金の普及がこの「金融・資本市場の活性化」の項目に出てくるのか、大臣にお伺いしたいと思ひます。

○塩崎国務大臣 今回御審議をいただいておりますこの法案は、いわゆる人生設計というライフコースとか働き方の多様化が進んでいるわけでありまして、そんな中で、企業年金の普及拡大を図るとともに、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援する、さつき自助、共助、公助というのがあります。その自助を支援する、そのために確定拠出年金等の法改正を行うということでございします。

今回の法改正の目的は、あくまでも企業年金の普及拡大、そして老後に向けた継続的な自助努力の支援ということで、結果として資産運用の活性化につながつて、我が国の中長期的な成長に資す

る、そういう可能性があるものだということから、日本再興戦略の全体構成も踏まえて、金融資本市場の活性化等の項目に位置づけたものでございまして、金融資本市場の活性化自体を目的としたものではございません。

○堀内(照)委員 これは前回も、高橋委員の質問に、結果としてとおっしゃったわけですが、私は、結果としてという生易しい話じゃないと思うんです。再興戦略の文章の中では、確定拠出年金制度全体の運用資産選択の改善ということがうたわれており、まさに金融資本市場の活性化のために具体化されたものだと思ひます。

この間議論のありました元本保証型商品の提供義務づけを外すことは、まさに、預金を中心にした運用から株式への運用ということで、その象徴だと思ひますが、加えて今回、デフォルト商品の扱いを法定しております。現在設定されているデフォルト商品のうち、元本保証は九八%を占めています。今回、デフォルト商品の運用方法の設定を通知からわざわざ法定するもの、この分野で投資をふやそうということが目的ではないか、投資への誘導をするものではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 今回さまざまな点の改正をお願いしているわけでございますけれども、加入者が適切な運用商品のみならずから選択できる環境を整備するということとともに、そうした対応を講じてもおみずから商品を選択することがなかなか難しいという方、こういう方々のための措置として指定運用方法の規定の整備を行うということとしていくわけでございます。

具体的には、指定運用方法を法律に位置づけるとともに、指定運用方法の内容に係る周知や商品選択を促す通知など、より加入者本人により商品選択につながるような手続を法律上整備することとしていくわけでございます。

こうした措置は、加入者のよりよい運用商品の選択を通じた老後資産の形成に資するために行う

ものであつて、単に投資をふやすとかいうようなことを目的にしているようなものでは決してないわけでございますので、あくまでも老後の生活の厚みを増すということのための法改正というふうな御理解を賜ればというふうに思っています。

○堀内(照)委員 私は、今運用されている通知とこの法案の文章を読み比べてみて、これは全然書きぶりが違うなと思つたんですね。

通知では、「設定する運用方法として、元本確保型に限らず、例えば、株式や債券など複数の資産の組み合わせによりリスクが分散され、資産分散効果や時間分散効果が得られる運用方法なども、年金のような長期運用においては、安定した運用成果が期待できることから、労使で十分に協議し設定すること。」とされているわけですね。

それが、今回の法案では、「運用の方法は、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものでなければならぬ。」と。

通知では、「元本保証型に限らず例えば株式うんたらかんたらなんですけれども、今度の法案では、最初から、長期的な観点から物価その他の事情云々ということで、ここでも議論になりました物価云々ということで、元本保証は実際は目減りするんだ、そういうリスクもあるということと議論がありましたけれども、これを読んでいまして、まるで元本保証型はだめだと言っているように今度の法文上読めるわけなんですけれども、そう言えないでしようか。

○香取政府参考人 この点は当委員会でも何度も御答弁申し上げておりますが、やはり、これは老後の生活のために毎月毎月何がお金をお金をお金に掛けて運用していくということになりますので、基本的には、長期的に安定的に運用するということがあわせて、やはり老後の資金として、それがきちんと経済変動等に合せて適切に管理運用されるということが大事だということになります。

これは前回も答弁申し上げましたが、多くの方

はこれまで、老後の備えという生命保険を買い貯蓄をするかということをやつてこられたので、なじみがあるという意味では、いわゆる元本保証、簡単に言うと定期預金ということなわけですが、やはり今後の経済状況を考えたときに、あの意味、元本が保証されているならば老後の生活が保障されている、そういうふうには考えられるということをお前提にそれこそ元本保証をデフォルトで考えるということとすると、やはりそれは実際に経済状況に対応した運用ができない、あるいは老後の資金が確保できないということになります。

やはり、今回は、運用は経済状況に合わせてそのときそのときで考えていかなければいけないものなので、そういった考え方に立つて、まずそもそも本人がきちんと選択をする、選択をできるような情報を提供するという投資教育の強化ということとあわせて、いわゆるデフォルト商品については、いわばニュートラルな形で経済状況に対応した選択ができるようにしていただきたいということとで申し上げたので、元本保証がいいとか悪いとか、こちらをお勧めするとか、やめるとかというような趣旨で今回の法律改正を考えているわけではございません。

○堀内(照)委員 しかし、元本すら割れるよりはましなわけでありまして、投資へ向かわせるという懸念を拭えないわけですね。

この間、株価も大変下がっております。将来の年金を投機的な資金での運用に任せるといふことは、老後の安定を脅かすものと言わなければなりません。

年金部会の議論の中では、「公的年金を補完し、自助努力を促進するその他制度の重要性が相対的に高まっていくものと見込まれる」と書かれていたわけですが、そもそも公的年金の比重を低めてきたのはこの間の政治であつて、それを進めようとするならば、自助努力で補完せよ、しかもリスクまで背負わせたというのは本末転倒だと指摘をして、この切り下げられていく公的年金の代表的な事例として、きょうは障害年金の問題を取

り上げたいと思っております。

このたび、精神、知的障害の等級判定について都道府県格差が問題になりまして、検討会の開催、ガイドラインの策定へと今進んでおります。なぜ都道府県格差が生じたのか、その原因について厚生労働省としてどう捉えているのか、お答えください。

○樽見政府参考人 障害年金でございますが、障害等級に該当する場合に支給するという仕組みになつてはいるわけですが、その障害等級ごとの障害の程度というものが政令で定まつておりまして、より詳細な基準として全国一律の認定基準というものが定められています。

障害基礎年金につきましては、各都道府県にございます日本年金機構の事務センター、そこで障害認定医というお医者様を委嘱しております。認定医が認定基準をもとに医学的知見に基づいて個々の事例の判定を行つて、認定基準に該当するものかどうかということの認定を行うという仕組みになつてはいるわけでございます。

御指摘のとおり、障害基礎年金の認定状況ということについて調査をいたしまして、その結果、精神障害あるいは知的障害については各県ごとの不支給割合にばらつきがあるということが確認をされたところでございます。

精神障害、知的障害につきましては、身体障害のような場合とは異なりまして、一律の、例えば検査数値によつて障害等級を判断するといったようなことがなかなか難しいという面がございます。認定基準でも、日常生活の状況を総合的に評価するんだということになつてはいるわけでございます。まして、各県ごとの認定医の方が認定の際にそれをどう考えるのか、何を目安にして考えるのかという点について、認定医の先生方の考え方に違いがあるということが認定の傾向に地域差が生じた要因の一つということではないかというふうに考えているところでございます。

○堀内(照)委員 障害種別ごとの等級非該当割合を見ますと、精神、知的の場合、これは二〇一二

年ですが、非該当が〇％、つまり全て認定されたのは四県であります。一〇％未満が二十九県あるのに対して、私が住んでおります兵庫県は五五・六％も非該当、半分以上がはねられているということ、大変な格差なんですね。

ガイドライン案が示されて、パブリックコメントも募つてはいるわけですが、関係者から強い懸念が今表明されております。

それにかかつて幾つか聞きたいと思うんですが、きょう、資料で、精神、知的障害者の方の診断書の裏面ですが、一ページ目につけておきました。この左側の「日常生活能力の判定」、七項目四段階で評価をすること、右側の「日常生活能力の程度」、これは五段階評価ですが、これをそれぞれ評価して、二枚目に、そのガイドライン、目安なんです。縦軸、横軸、それぞれ七項目四段階評価と五段階評価、判定と程度、それぞれありまして、クロスをさせて等級の目安にするということでもあります。障害基礎年金の場合は三級は不支給でありまして、二級か三級かというのが大きな境目になります。

障害基礎年金の障害認定の地域差に関する調査によると、不支給割合が低い十県における精神障害、知的障害の年金支給状況を見ると、診断書の記載項目である「日常生活能力の程度」が(2)相当であることが障害基礎年金を支給する目安となつてはいる一方で、不支給割合が高い十県においては、この程度がおおむね(3)相当が基礎年金支給の目安となつてはいるとされているんですね。

しかし、このガイドライン案を見ますと、(2)は二級じゃなくて三級になつております。(3)のところ、二級や、二級または三級ということでもあります。

三ページ目に、その基礎年金の現状の認定状況の表もつけておきました。この二ページ目と三ページ目を見比べていただきますと、例えば、程度の横軸のところの(3)の縦の筋、それから判定の平均でいうと二・五以上三・〇未満のところなんかは、現状ではほぼ二級に認定されているのに、

今度の判定目安では二級または三級ということになっていくわけであります。

なぜ、現状で九割近くも二級に認定されているにもかかわらず、今度のガイドラインでは二級または三級になってしまっているのでしょうか。

○榊見政府参考人 まず、今御提示いただきました資料でございすけれども、先ほど申し上げたように、地域差があるということが確認されたというところで、ことしの二月以降、専門家の検討会というものを開きまして、この等級判定のガイドライン、いわば各地域ごとの目安に違いがあるとするれば、不公平があつてはいけないので、それとできるだけ共通の考え方でそろえていくという観点から専門家の方々に御議論をいただいているところでございます。現在、この検討会で取りまとめたガイドラインの案ということについて、パブリックコメントを行っているところでございます。

そのガイドラインの案についてのことを今資料でお示しをいただいたということでございますが、このガイドライン案、御指摘のとおり、等級の目安として、日常生活全般における援助の程度というものを評価いたしました「日常生活能力の程度」という項目と、日常生活の場面ごとの援助の程度を評価しました「日常生活能力の判定」という、この二つの、これはいずれも、お示しいただきましたように、その方の診察をして申請をされるときに診断書にお医者さんが書いていただくことでございすけれども、その状況の組み合わせで等級の目安というものを示すということがガイドラインの内容になっているわけでございます。

日常生活の制限の度合いに応じて障害年金一級から三級まであるわけでございますが、実際の、今お示しいただいた三ページの方でしたか、最初に示したものでございすますが、当初、事務方がこの検討会に示したとき台ということで、これは実際に何級に認定された件数が最も多いかという観点から整理をしましたので目安を二級というこ

うにしていたわけでございますけれども、この検討会の議論の中で、三級と認定された件数も相当程度あるんだということで、むしろ総合評価、ガイドラインでこういう「日常生活能力の程度」「日常生活能力の判定」ということの組み合わせで目安を示しながら、さらにそれを総合評価するということがこのガイドラインの内容になっているわけでございますが、その総合評価の中で、その他のさまざまな要素を考慮して、二級と三級両方の可能性を慎重に検討する必要がある、検討会の議論でそういう意見があつたということでございます。

とでございますので、実際、その事務を効率的に進めるといふこととしては、日本年金機構の担当職員の方でこういう目安の確認作業というものは行うことになるというふうに思っております。しかしながら、この目安はあくまでも認定医が認定を行う際の参考でございまして、個別の認定に当たりましたは、認定医が、具体的な症状などについての診断書の記載、それから御本人や御家族が作成した病歴に関する書類などを総合的に判断するということになっているわけでございます。

診断書を四ページ目につけていますが、下の方の左側が大体その所見ですね。手術等によって症状がよくならないこと、この所見にあらわれない、しかし生活では困難だと。右側の2の一般状態区分というところがありますけれども、これでもエカオでない年金給付に至らない。エという項目を見ますと、日中五〇％以上就床している、ほとんど半分以上以上寝ている状態。日常生活、社会生活ともに大変で、もうこれでは相当重くないと年金支給に至らないわけなんです。

そういう意味で、まとめられた案につきまして「二級又は三級」というふうにするのとまとめられたというところでございす。

○堀内(照)委員 総合評価ということなんです。家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である」という方でありまして、この点では、稼働能力、就労して生計費を稼ぐという点ではなかなか厳しい方も当然多く含まれているわけですね。だからこそ、不支給割合が低い県ではここを二級の目安にしたいんだと思うんですね。しかし、このガイドラインでは二級にならない。

○榊見政府参考人 今、心疾患ということでお話がありましたが、先ほど来お話に出ております精神あるいは知的障害ということと同様に、内部障害の方につきましてはその判定というのがなかなか難しいという要素があるということがございす。こうした内部障害について、日常生活の制限の度合いということで、あわせて認定に当たって検討するということになっているわけでございます。

認定医が総合評価を行うというんですが、この目安によって事務方であらかじめ等級を仕分けるというふうに聞いております。結局これでは、認定医が判定するのは、この「又は」のボーダーのところだけになりかねないんじゃないか。目安が事実上の原則化してしまうんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○堀内(照)委員 この点では日弁連から意見書も出ておりまして、「いったん目安が示されれば、この目安が原則化し、総合的考慮による等級判定の見直しは難しくなり、事実上、障害認定を厳しくする効果を持つおそれがあることは、介護保険制度の要介護認定や障害者総合支援法の障害程度区分認定においてもかねてより指摘されてきたところである。」と言われているんですね。

○榊見政府参考人 今、心疾患ということでお話がありましたが、先ほど来お話に出ております精神あるいは知的障害ということと同様に、内部障害の方につきましてはその判定というのがなかなか難しいという要素があるということがございす。こうした内部障害について、日常生活の制限の度合いということで、あわせて認定に当たって検討するということになっているわけでございます。

認定医が総合評価を行うというんですが、この目安によって事務方であらかじめ等級を仕分けるというふうに聞いております。結局これでは、認定医が判定するのは、この「又は」のボーダーのところだけになりかねないんじゃないか。目安が事実上の原則化してしまうんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○堀内(照)委員 この点では日弁連から意見書も出ておりまして、「いったん目安が示されれば、この目安が原則化し、総合的考慮による等級判定の見直しは難しくなり、事実上、障害認定を厳しくする効果を持つおそれがあることは、介護保険制度の要介護認定や障害者総合支援法の障害程度区分認定においてもかねてより指摘されてきたところである。」と言われているんですね。

○榊見政府参考人 今、心疾患ということでお話がありましたが、先ほど来お話に出ております精神あるいは知的障害ということと同様に、内部障害の方につきましてはその判定というのがなかなか難しいという要素があるということがございす。こうした内部障害について、日常生活の制限の度合いということで、あわせて認定に当たって検討するということになっているわけでございます。

○榊見政府参考人 現在パブリックコメントを行っているわけでございますが、このガイドラインにおいては、「日常生活能力の程度」と「日常生活能力の判定」の組み合わせで目安を設ける。おっしゃいますとおり、この目安の確認作業につきましては、認定医による審査の事前準備として事務担当者のところで行うことができるというこ

○堀内(照)委員 この点では日弁連から意見書も出ておりまして、「いったん目安が示されれば、この目安が原則化し、総合的考慮による等級判定の見直しは難しくなり、事実上、障害認定を厳しくする効果を持つおそれがあることは、介護保険制度の要介護認定や障害者総合支援法の障害程度区分認定においてもかねてより指摘されてきたところである。」と言われているんですね。

○榊見政府参考人 今、心疾患ということでお話がありましたが、先ほど来お話に出ております精神あるいは知的障害ということと同様に、内部障害の方につきましてはその判定というのがなかなか難しいという要素があるということがございす。こうした内部障害について、日常生活の制限の度合いということで、あわせて認定に当たって検討するということになっているわけでございます。

認定医が総合評価を行うというんですが、この目安によって事務方であらかじめ等級を仕分けるというふうに聞いております。結局これでは、認定医が判定するのは、この「又は」のボーダーのところだけになりかねないんじゃないか。目安が事実上の原則化してしまうんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○堀内(照)委員 この点では日弁連から意見書も出ておりまして、「いったん目安が示されれば、この目安が原則化し、総合的考慮による等級判定の見直しは難しくなり、事実上、障害認定を厳しくする効果を持つおそれがあることは、介護保険制度の要介護認定や障害者総合支援法の障害程度区分認定においてもかねてより指摘されてきたところである。」と言われているんですね。

○榊見政府参考人 今、心疾患ということでお話がありましたが、先ほど来お話に出ております精神あるいは知的障害ということと同様に、内部障害の方につきましてはその判定というのがなかなか難しいという要素があるということがございす。こうした内部障害について、日常生活の制限の度合いということで、あわせて認定に当たって検討するということになっているわけでございます。

参つてからも、二十五年は高次脳機能障害、二十六年は肝疾患、それから、実は心疾患の診断書の書き方というところについても見直しを行ったわけでありますが、ことしについては失語症、音声・言語機能の障害、あるいは腎疾患、聴覚障害ということについて行つてきております。

これからは、個々の病気の医学的知見の進歩、あるいは具体的な必要ということに注意をしまして、必要な対応を行つてまいりたいというふうに考えております。

○堀内(照)委員 なかなかそういう病状や症状に、実態に合った認定になつていないということでは、私はいささか申し上げているわけです。

私のところにも、このガイドライン案が示される中で、同じ病状なのに等級が下がったとか、就労ということだけで支給が受けられなくなった、いろいろな声が寄せられております。格差は正といつても別にならずということが目的じゃないと思ふんです。本来支給できるはずの人が支給できていない現状をどう正すのか、そのためのガイドラインでなければならぬと思つております。本来受給できる人が受けられないという意味で、新たな無年金状態の人をつくつてはならないというふうに思ひます。

最後に、ちよつと時間がなくなりましたので、大臣に二問あわせて伺ひたいと思ふんです。一つは認定のあり方です。

今、現状では、資料を最後につけておりますが、認定医が本当に少な過ぎると思ふんです。その限られた人が一人でも何百人もの認定作業をされているわけでありまして、この抜本的な見直しが必要だと思つております。せめて、この認定を、他分野の専門家も含めた合議制にしておくこと、書類審査だけでなく本人などの面談を行うこと、そのために認定医をしつかりふやすということが第一であります。

第二には検討会のあり方です。

ち八人がお医者さんで、六人が認定医であります。この間の障害者施策のあり方から見ても、当事者参加というのは当然であります。障害者家族、関係団体など、当事者を検討会のメンバーに加えて今後の検討を進めるべきだと思います。

この二点を最後に伺ひたいと思ひます。

○堀内(照)委員 障害年金の認定というのは、専門的な知識を有する日本年金機構の認定医が、主治医の診断書及び申請者御本人あるいは家族が作成をいたしました病歴に関する書類を総合的に評価した上で認定をするということになつています。

御指摘のように、認定を合議制で行うこと、あるいは本人等との面談による審査を行うということにつきましては、認定医の確保が難しいということ、それから審査に相当の時間を要することなどの課題があると考えているところでございます。

認定に当たっては、現在も必要に応じて診断書を作成した主治医に照会を行うなどの対応をしているところでありまして、引き続き、認定事務が適正に行えるように努めてまいりたいと思つております。

それから、当事者を検討会の中に入れるべきじゃないかということでございますけれども、この検討会では、専門性を踏まえた客観的な等級判定のガイドラインを作成するという趣旨から、障害認定に詳しい医師、精神障害や発達障害の専門医及び精神保健福祉士を構成員としております。

一方で、当事者の皆様方の御意見を踏まえて検討することは重要でありまして、ことしの四月の第三回検討会において、障害者の関係団体からヒアリングを行った上で、先般、ガイドライン案を取りまとめたわけでございます。

さらに、現在、このガイドラインにつきまして、パブリックコメントによって広くさまざまな方の御意見をいただくこととしておりまして、これらの意見も検討会に報告した上で、最終的な取りまとめを行つていただきたいと考えております。

す。

○堀内(照)委員 終わりますけれども、年金機構と認定医との契約書では、認定医は、裁定等に係る障害の程度の認定事務のうち、医学的事項に係る審査を行うこととなっているわけですね。社会生活等を含めて総合的に判断というんだつたら、やはり他分野も含めたメンバーが必要だと思ひます。私たちがこのことを私たち抜きで決めないで、これは障害者権利条約の合言葉、原則でもあると思ひますので、ぜひその方向で検討いただきたいと強く要望して、質問を終わります。

○渡辺委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○渡辺委員長 この際、本案に対し、山井和則君外二名から、民主党・無所属クラブ提案による修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。大西健介君。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○大西(健)委員 ただいま議題となりました確定拠出年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、民主党・無所属クラブを代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本法では、確定拠出年金における元本確保型商品の提供義務規定を削除することとしております。政府は、確定拠出年金制度創設から十年以上経過し、同制度の普及が一定程度進んだことなどから、元本確保型商品を運用商品の選択肢に入れることを一律に義務づけることまでは必要ないと説明しています。しかし、加入者の中には、依然として株式等の投資知識に乏しい者が少なくありません。加えて、企業型確定拠出年金においては元本確保型商品による運用が約六割を占め、元本

確保型商品へのニーズは高いと言えます。

また、政府は、法改正後も労使の判断により、元本確保型商品の提供は可能であると説明していますが、中小企業の中には労働組合がありません。このため、労使協議において労働者の意見が十分反映されず、元本確保型商品の提供が確約されないのではないかと懸念しています。

このような状況を勘案すると、元本確保型商品が商品の選択肢に確実に含まれるよう、法律による提供の義務づけを継続する必要があると考え、本修正案を提出しました。

修正の要旨は、企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関等による確定拠出年金の運用方法の選定及び提示に関し一以上の元本確保型商品の提示を義務づける規定を削除することとする改正について、現行と同様、一以上の元本確保型商品の選定を義務づけることとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○渡辺委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○渡辺委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 私は、日本共産党を代表して、確定拠出年金法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

確定拠出年金は、確定給付企業年金と並んで企業年金制度の中心であります。二〇〇〇年に導入された際、我が党は、賃金の後払いである企業年金を加入者の自己責任での運用に委ねる老後の所得を不安定にすること、企業の運用責任と拠出負担を軽減する一方、国民資産を金融市場に動員するものであることなどの問題点を指摘して反対しました。今回の改定は、これらをさらに拡大するものにほかなりません。

反対する第一の理由は、本法案が、公的年金の給付削減を前提に、国民の自助努力による老後所得の確保を一層進めるものだからです。

塩崎大臣はたびたび、年金だけで老後生活を賄うという考えではないと発言していますが、国民年金法第一条には、憲法二十五条第二項の理念に基づき、老齢や障害等の場合にも生活の安定を図ることが国民年金制度の目的として明記されています。

昨年は消費税増税の影響で年金が実質減となり、ことし四月からはマクロ経済スライドが初めて発動されました。さらに、支給開始年齢の引き上げやデフレ下のマクロ経済スライドの適用などを検討しながら、国民には確定拠出年金の拡大で自助努力を迫ることは、到底容認できません。

第二に、確定拠出年金拡大の大きな狙いの一つに、国民の資産を動員して株価のつり上げを中心とした景気対策を進めることがあるということです。

日本再興戦略二〇一四では、「金融・資本市場の活性化」として、確定拠出年金の拡大について、「豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立」と位置づけています。本法案では、現在二十一人が加入する個人型確定拠出年金を全ての公的年金加入者を対象とするなど、今でも資産残高百兆円に迫る企業年金等をさらに拡大し、多額の国民資産を市場に流し込むものです。

第三に、加入者は提供される運用商品の中から運用の指図を行うため、元本確保型商品の提供義務を削除することは、加入者をより高いリスクにさらすことになるからです。

なお、民主党の修正案は、老後所得を自己責任で確保させる確定拠出年金を拡大するという政府案の根幹を容認するものであり、反対ではありません。

最後に、高齢者の消費動向は、景気指標にとっても重要な意味を持ちます。民間銀行のレポートでも、昨年度の個人消費が勤労者で減少率〇・一％であったのに対し、高齢無職世帯は〇・九％

も落ち込んでいることに注目しています。公的年金を縮小して、不足分は自己責任の運用で補えというのは、老後の支えを不安定にし、景気対策としても誤っているのです。

雇用の安定と最低賃金の抜本引き上げ、最低保障年金など安心の公的年金制度こそ必要であることを強く指摘し、討論を終わります。

○渡辺委員長 以上で討論は終局いたしました。

○渡辺委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、確定拠出年金法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、山井和則君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○渡辺委員長 この際、本案に対し、高島修一君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、維新の党及び公明党の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりま

す。提出者より趣旨の説明を聴取いたします。中島克仁君。

○中島委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、維新の党及び公明党を代表いたしましたし、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。確定拠出年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

運用商品の選定及び提示に当たっては、元本確保型の運用商品の選択の実態にも配慮しつつ、加入者の運用商品の選択の幅が狭められることのないよう、元本確保型の運用商品を含めたりスク・リターン特性の異なる運用商品から三つ以上の運用商品が適切に選定され、加入者に提示されるように必要な指導を行うこと。

また、労使合意の形成に際して、特に労働組合のない中小企業において、加入者の意思が合意に適切に反映されるよう必要な指導を行うこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○渡辺委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、塩崎厚生労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。塩崎厚生労働大臣。

○塩崎国務大臣 ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力いたす所存でございます。

○渡辺委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○渡辺委員長 次回は、来る九月二日水曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条のうち確定拠出年金法第二十三条第一項の次に一項を加える改正規定のうち第二項中「この下」に、その運用の方法のうちいずれか一以上のものは元本が確保される運用の方法として政令で定めるものであること」を加える。